

平成29年第2回定例会議事日程（第3号）

平成29年6月20日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

山 本 定 生 議 員

岸 本 加代子 議 員

太 田 文 則 議 員

是 石 利 彦 議 員

丸 谷 一 秋 議 員

横 川 清 一 議 員

平成29年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成29年6月20日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月20日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いいたします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意をいただき、有意義な会議でありますように、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問について、議長よりお願いがあります。一般質問のやりとりは、町民の重要な行政情報となります。余り唐突な話をすると、町民はついていけず、誤解を生みかねないと思います。質問議員は、持ち時間を有効に使い、通告からそれない、明確な質問を行うようにお願いします。答弁者は、質問に対して、通告にヒットした答弁を行い、また、やたらに時間を使った答弁はしないようにしてください。執行部と議員が討論を戦わせつつ、お互いに立場を尊重し、より建設的な議論の場づくりをお願いいたします。

傍聴者にもお願いがあります。規則上、拍手、発言は禁止されております。傍聴席では、着帽は特別な理由がない限り、脱帽での傍聴をお願いします。規則に違反された方は、退室をお願いすることになりますので、御了解をお願いします。

それでは、通告順に従って一般質問を行います。質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行ってください。時間の経過は議場内に表示されます消費時間を確認し、厳守してください。

1番、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 皆さん、改めまして、おはようございます。質問を今回、1番で行います議員番号2番の山本です。ちょっとくじ運が悪くて、また1番を引いてしまいましたので、皆さん、申しわけございませんが、よろしくおつき合ください。

本日は、傍聴にたくさんの方が来てくださっています。議員のほうも、しっかりとわかりやす

いような質問をしていきますので、執行部の方にも、簡単明瞭な答えをお願いして、質問に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

1番、チャレンジショップ事業についてを質問いたします。

総事業費とこの事業の意義と具体的な目的についてをお聞ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答ひいたします。

まず、チャレンジショップの総事業費は、平成27年度からの3カ年でハード・ソフト事業を合わせ約2,745万円であります。

次に、チャレンジショップ事業の目的は、JR吉富駅周辺の再整備を実施したことで利便性は向上しましたが、吉富駅が本町の中心部にありながら、その特性を生かしておらず、何もない、活気のない町というイメージができ上がっていたものを変え、JR利用者以外の人を呼び込むための取り組みとして実施したチャレンジショップ事業により、駅前の雰囲気も改善されたと思っております。

この事業は、町内外を問わず、創業意欲がありながら開店までのノウハウや資金調達等の面から、起業を断念しなければならない方々へ、実際の店舗で経験を積み、将来の本格的な創業へ向けたステップを踏んでいただく機会をつくり、チャレンジの場としていただくことが意義であり、目的であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 続きまして、ちょっと2番に行きましょうね。まち・ひと・しごと創生有識者会議の検証結果における、にぎわいが生じるというふうに書いておりましたが、これはいつ、どこの場所を指すのでしょうか。また、当ショップは、いつ町内で、いわゆる今、説明にありましたように、起業に移行されるのか、自前の店舗などをつくって移られる予定なのか、そういうものがありましたら教えてください。

ちなみに、現状のショップ、今言われたチャレンジショップ、大体売り上げの推移など、そういうものがわかりましたら教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答ひいたします。

にぎわいとは、活気のある、商売などが繁盛するさまを表現する際に使われるものですが、チャレンジショップへのお客さんだけでなく、ふるさとセンター、多目的ホールを含めた駅周辺施設の利用も年々増加しているところで、にぎわいがいつ、どこを指すのかとの御質問を明確に示すことはできませんが、昨年12月と3月、今年度も5月にマルシェを開催した際には、たくさ

んの集客がありましたことは御承知いただいていると思います。

今までにはなかった駅利用者以外の人の流れが生まれたことを考えますと、確実に駅前ににぎわいが創出されたと思っているところであります。

次に、いつ町内で起業されるのかとの御質問ですが、チャレンジショップ出店募集要項では、最長3年の出店期間経過後の町内での創業を条件とはしておりません。

しかし、1号店のアンドカフェのように固定客が付き、開店前には行列ができるほどの好評で、吉富駅前のアンドカフェと広く認知されていることから、企画財政課が実施しています空き家調査等の情報提供や創業促進事業助成金等の活用により、町内での起業をぜひ検討していただくようお願いしているところであります。

アンドカフェ経営者や新たに出店した2店舗は、ともに、まずは腰を据えて3年間しっかりと経営に集中したいとの思いがあり、現段階では、いつ、どこで創業するか、具体的な計画は把握しておりません。

それから、チャレンジショップの売り上げですが、まず、1号店のアンドカフェにつきましては、1日当たりに2万円から3万円という平均の売り上げがあるようでございます。

次に、2号店、3号店につきましては、まだオープンして2カ月余りですが、大体日平均に、日によって売り上げは若干変わりますが、休みの日は1万円程度の売り上げがあるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、駅前のチャレンジショップについての説明をいろいろ受けました。この3年間を通してチャレンジをやってみるということが、今回の目的である。あと駅前に、せっかくできた吉富駅、この吉富駅に人が来てほしいという思いからやられたということは、十分に私たちも理解をしております。

ただ、やり方として、これがいかなものかという点が若干あるんですが。例えば、今言われたように、駅の前ににぎわいと言いますが、言われたように、12月と3月の行事が起きた、その1日に人間がふえたということですね。じゃ平日はどうなのかというと、今、皆さんも御存じのとおり、閑散とした状態ですね。にぎわいというのは、そういうことを言うんでしょうかね、1年に一度、二度、人が集まったことをにぎわいを集めたというやり方で、これがにぎわいと呼んでいいものなのかというのがちょっと疑問点に思うことが1点と。

現実にこの方々が3年間ここでやられるということは、いわゆる3店舗のために2,745万円をかけてやっているということになるわけですね。1,000万円かけて駅前に人を集めるのであれば、1軒当たり、ほかに方法はないかなと。極論で言いますよ、例えば、新聞に、吉富駅

前に何月何日、100万円をばらまきますと言えば、多分これぐらいの人数は集まると思うんです。これは、もちろん極論の話です。もちろん、これが悪いと言っているわけではないんです。やり方としていかなものか。というのが、前回の質問でも言いましたが、最長で3年、もちろん失敗もあるでしょうし、長い期間をかけなければいけないという商売は多々あります。これはもうそのとおりだと思います。

ただ、チャレンジをしていくということは、随時新しい方がチャレンジをできなければ、余り意味がないのではないかと。例えば、3,000万円をかけて3店舗、3人の方に投資をするのか、いろんな方に公平に与えるのか、そういうことを考えていくべきではないかなと私は思うんですね、個人的に。先ほど言われましたように、アンドカフェさんは、1日、日配が大体二、三万円という、年間にすると1,000万円近くいくんですか、1,000万円じゃないか、1,000万円近くになるんですかね。もうこれぐらいあれば、次の方にステップアップという形でいいんじゃないかなと私は思うんですね、個人的に。もう2店舗の方は、日曜日、一番多い日で1万円と言いますから、これ原価でいっても多分もうけはほとんどないに近いんだと思うんで、平日はこの方々は確かにもう少し様子を見たいということはあると思います、まだあけてから間がないですから。アンドカフェさんは1年以上たっているわけですから、もうそろそろ、済みませんが、次の方にといいふりにやっていかないと、この吉富町として2,745万円を投資した分が、もちろん、これが直接吉富町に戻る必要はないんです。行政というのは、もうける必要はありませんから、投資をするべきものです。民間ができないことにお金をかけるのが行政です。ですから、これをやることに文句はないんです。

ただ、やり方を少し変えないと、ちょっといかなのじゃないかなと私は思っているんです。その辺について、どうでしょう、アンドカフェさんと3年という契約がある以上、それはできないとはわかっていますが、そういった取り組みをやっているか、そういう相談をされているか、ちょっとその辺について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） アンドカフェとそういった相談をしているかということでお答えしますと、昨年、ちょうど1年間たちまして、順調に経営をしていると。あと残り、最長でいえば2年あります。店主の方も、2年という期間ではありながら、いろいろな町内の物件を探しているようには聞いております。ちょうど手ごろな物件があったのですが、人を介して聞いたところ、ちょっとそれはお貸しできないというふうな返事をいただいて、今のところ、3年後を見据えたところの具体的な計画はないようであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） このチャレンジショップについては、もう1年、2年前から十分やっていますので、またここで一々また前に戻った話をしても仕方ありませんので、これ以上私も言いませんが。

ただ、言ったように、チャレンジするというのを町が準備をする、これは大変いいことだと思うんですね。ただ、そのときには、公平性と、次にできる方をどんどんふやしていかなければ意味がない。たった一人のために、しかもこの方は、もともとは吉富の方じゃない方々が今回応募しているわけですから、そこにお金を投資するのはいかなものかという話と、できれば吉富の方々が次にステップアップできることを考えるのが一つと、もう一つは、やはり今まで吉富町を支えてきてくださった商店主たちが、今どんどん店を閉めているわけです。そういう方々が少しでも活気があるような形に持っていけるように、行政が本来、民間ができないことを私はバックアップするべきではないかというのを以前から言っているわけですから、この辺については、また今、2号店、3号店ができたばかりですから、まだ2カ月ですから、ちょっとここについてどうのこうのというのはなかなか難しいんですが、また、おいおいやっていきたいと思いますので、この吉富町に新しい店をつくるというのは大変いいことですから、そのやり方をいろいろと検証して、先ほども言いましたが、行政はもうける必要はなく、逆にいうと、行政がもうけてはいけないんです。だから、もうけることを行政が考えるんじゃなくて、もうけられない部分に投資をし、商売人たちがいかにやりやすいようにするかをするのが、行政のバックアップですから、そこは十分に御理解の上でやっていただきたいと思います。

続きまして、2番目に入ります。駅前交流マルシェ事業についてお聞きします。

こちらについて、総事業費とこの事業の意義と具体的な目的についてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、駅前交流マルシェ事業の総事業費は、平成28年度からの2カ年でハード・ソフト事業を合わせ約1,433万円であります。

次に、マルシェとは、生産者が自分たちの育てた野菜や魚、その他加工品などを持ち寄り販売する市場のことを言うことは、御存じだと思います。

この事業は、農産物直売所などと違い、生産者と消費者とのコミュニケーションをとることができ、町内外の出店者のネットワークづくりや情報公開の場の提供など、生産者と消費者がじかにかかわることのできる機会をつくる意味では、意義のあるものであり、駅前交流マルシェ開催を町内外に広くPRすることで、活気ある町としてのイメージアップを図るとともに、駅前への集客によるにぎわいの創出を目的として開催するものであります。

また、創業を希望する方々にとっては、マルシェをきっかけとして、商売の方向性を見つける

チャレンジの場であってほしいとも思っております。まだ3回の実績しかなく、町内からの出店は数名であります。今後は町内の農業者や漁業者等の物産や趣味等で作製した商品販売のための出店を促していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、駅前マルシェについての説明を受けました。この駅前マルシェというのは、これは吉富町独自のものかと思うと、違うんですね。各市町村、やっているんですね。

ただ、吉富町の場合は、ちょうど狭いスペースというか、小さな町の中で1カ所でほかの行事も全てやっているんで、よく目立つというか、今回取り上げられたと。よその町でもやっているけど、町が大きいんで、いろんな場所に分散しているんでわかりづらいというだけだったそうですね。私もそれを聞いて、ちょっとああ、なるほどなど、ちょっと残念だなというふうに正直思ったんですけど。

この駅前マルシェについてですが、先日、地方創生加速化交付金事業検証という形で有識者会議の検証結果の報告について、事業実績で12月で1,000人、3月に開催で2,700人というふうに書かれております。これが先日ちょっとお聞きした中では、チャレンジショップなど、ほかの行事も、この間の絵本カーニバルか、そういうものも全て含めてその日に集まったというふうにお聞きしました。

先ほど私が言ったように、端的な日にちに人が集まるということは、これはいろいろな形、やり方次第で幾らでもできると思うんですが、この駅前交流マルシェというものは、あくまでもそういう端的なもので人を集めるために開催を今後もやっていくんでしょうか。これ先日もお聞きしたんですが、町内からの事業者は、1回目は声をかけていないと。2回目は声はかけたけど、農業者が数件だけだったというふうにお聞きしております。町内の方にとってのメリットというのがよくわからないんですが、その辺をもう一度詳しく教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 農業者あるいは漁業者のメリットということですが、JAの直販所でも、農業者、また漁業者が商品の出店はしておりますが、限定されると。何かの機会に売るといふような場所をとということでは、町のほうにも届いております。そういうマルシェをきっかけとして、直売所には出店はできないが、少しつくった物を売るといふような機会が利用していただければということ、このマルシェを企画したものであります。

ただ、町内に農業者、漁業者だけじゃなく、趣味で作品を例えば売りたいとか、ネット販売をしている方だとか、そういった方も取り込んでいければというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それで、駅前交流マルシェということで、私は吉富町独自かなと思ったのでということ先ほど言いました。これなぜかという、よその町の場合は、駅前とかでやっていないわけですね。今言われたように、人をある程度集めたい、そして、なおかつ、いろいろな事業を一回やってみたいとか、体験的にやってみたいという方を取り込みたい、農業者、漁業者を入れたいというふうな今説明がありました。であるならば、例えば、幸子にあります農協の直売所、スーパー川食さんの前ですね、あそこ日曜日はすごい盛大に人が集まっていますよね。魚市場とかいうのを今、川食さんがやっていますが、朝8時に大行列です。先ほど言った農協の直売会みたいな形のときも、農協の前は本当に列ができるほど人が行きます。

そういうふうに、もう既に人の流れができていところに、こういう形で行政が後押しをし、人が集まるところに出店をさせてあげれば、この方たちにとっては、大変プラスになるんじゃないかなと私は思うんですね。町民にとっても、2カ所に分散するよりも、1カ所でいろいろな物が手に入るとなったほうが、それは喜ぶますよね。そういうことは検討されたんでしょうか、今後そういうことは可能性としてないんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 川食、それからJAとかでも、そういう直売所が設けられております。民間なりがすること、それから行政ができること、それは区別する必要はあるんじゃないかというふうには思っております。

それと、この目的自体が、駅前に今にぎわいを設ける。そのにぎわいが町内の各商店へ誘導するということも、将来的には考えなければならないというふうに思っておりますので、今後も駅前でのマルシェは継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今の説明では、検討はしていないし、検討はしないということでよろしいんでしょうね。

ということで、ちょっと次に行きましょうね。じゃこの事業の今回と、交流マルシェ事業、12月と3月ですか、これを分けてもいいですし、一緒でもいいんですが、事業規模と総売り上げなどを含め、その効果について、結果についてをちょっと説明してください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、昨年度から実施したマルシェの総売り上げ実績等について御説明いたします。

まず、第1回が、昨年12月17日に実施いたしました。出店者が10店舗で、総売り上げとしては28万7,000円、第2回が、ことし3月25日に開催しまして、出店者が26店舗、売り上げが86万3,000円ほどです。第3回目が、5月の27日に開催し、出店者が11店舗で、総売り上げが24万円ほどになります。3回の開催での1店舗当たりの平均売上額は2万9,600円、最高でも11万4,000円、最低は5,200円でありました。

各店舗ともに、思った以上の売り上げがあり、定期開催されれば、出店の予定が立てられる等の要望がございました。

また、来場者からも、出店数や出店内容について、よかったと声をいただいた反面、出店に偏りがあつたり、特に夏の暑さ対策が必要ではないかとの御意見もいただきました。

今後の参考にしなければならないというふうに思っておるところですが、来場者、出店者ともに、駅前交流マルシェ開催については好評をいただいていることから、駅前ににぎわいを呼び込むイベントとして、非常に効果があつたのではないかというふうに思っております。

交流マルシェ自体は、大きな予算がなくても開催ができ、継続もしやすく、出店者と生産者との交流の場がとれるなど、話題性と集客効果が見込まれます。

交流マルシェの開催を重ね、吉富駅前のさらなるにぎわいを呼び込むとともに、本町がより魅力的で楽しく、活気のある町へ変わっていくことで、人口増加の一助となればというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 私もこの交流マルシェというのは、具体的にどういうものなのか、どういう形にするべきものなのかというのが、いまいちよくわからないんですが、出てきている出店者、1回目が10店舗、2回目が26店舗、3回目が11店舗という形で、私も1回目はちょっとのぞいてみたんですが、特定の業種ではないんですね。別に限られた業種ではないという形で出ているようなので、以前からいろいろな町でやるというのは、フリーマーケットというやつですね。これ多分それに近いような形だと私は個人的には思うんですが、フリーマーケットというものもかけ合わせてやるというふうなことは検討されないんでしょうかね。

というのが、多分交流マルシェという言葉で募集をかけたときに、わかりづらいんじゃないかなど私は正直思うんですよ。よく行政は新しい横文字を使いたがるんですが、以前からある言葉を使わないと、皆さんには理解しにくいんじゃないかなど。例えば、交流マルシェという題目ではいいんですよ。下に括弧フリーマーケットを含むとかいう形にしないと、多分出店をしようという方が出てこないんじゃないかな。これ、例えば、私ももし本当ならば出たいんですよ。家にいろいろな物がありますからね。そういうフリーマーケットみたいな形でやるのも一つの手かな

と思うんですが、そういう検討とかはされないんでしょうか、こういう形でやっていく予定はないでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） フリーマーケットですが、このマルシェ自体が生産者と消費者をつなぐ機会というのが、まず基本でございます。

ただ、議員が言われるように、フリーマーケットというのも一つの案であるのではないかというふうに思います。

ただ、フリーマーケットに出店する方が多くなると、駅前交流マルシェ自体のそのものの意義が違う方向に行ってしまうので、それはそれとして検討は必要かと思いますが、基本的には消費者と生産者が直接じかにやりとりするというふうな機会として、今後も引き続き実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう3回目になりますけどね。今の説明でいきますと、生産者と購入者、いわゆる購買者が直にやるということが前提であるというならば、先ほど言った農協の直売所なんか、まさにそのとおりじゃないかなと思うんですね。であるならば、農協の直売所のあの店舗、あの広い敷地、町長もちょうど農協の出身者ですから、そういうのを口聞いていただくなり、企画していただくなり、あそこでやると、もっと町民にとっていいんじゃないかなと、個人的には素人ながら思うんですが。ただ、多分これやられている方も素人でやっているわけですから。そういった検証は、先ほど民間であるから、民間とは別というふうな話をされました。

しかし、事業というものは、やはり町税をかけてやる以上は、どこでどういうふうにとったらいいかというリサーチというものが重要だと思います。例えば、駅前で開催する場合のメリット、いわゆる大体の事業規模、そういうリサーチをかけた場合の、ここにかかる投資に対する回収率等。じゃ例えば、農協の直売所の周りをお借りさせていただいて、そこにかけた費用と、それから返ってくるリターン率、町民にとってのメリット、そういう検証はされたんでしょうか。今後される予定はあるんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、直売所での生産者と購入者の直接触れ合うといいますが、向き合う。農協の直売所につきましては、生産者が出店するのみで、販売等は実施はしておりませんので、ちょっとマルシェとは内容が違うかなというふうには思っております。

それから、JAの直売所の周辺でという検証については、まだマルシェが3回しか開催しておりません。今後、そういう検討をするべきかということもまだ全く考えておりませんが、何度も

申し上げますように、駅前のにぎわいをつくる、既存の商店へお客さんを誘導していくということが一番の大きな目的でございますので、JAとの協賛等は現在のところは考えておりません。
以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 3回目になりましたので、次に行きたいと思いますが。今言われたように、検証はまだされていない、今後考えるかもしれないというような形で言うておりましたが、地方加速化交付金で今回行っております。というか、吉富町は、交付金、いわゆるこういう補助金ありきでこういう行事をやりますので、これはもう期間が決まっていますから、今から検証というのは、正直もう間に合わないんですね。事業を始める前にやらなきゃいけない。

普通、商売というのは、事業を始める前に十分リサーチをかけてから行うのが、これが大体鉄則であると思います。やってみなきゃわからないという、こういうギャンブル的な要素というのは、商売ではなかなかやりにくいんですが、今回そういう形で進めているのか、ちょっと若干疑問を思いますが、3回行きましたので。

3番目に行きます。創業支援スクール事業についてお聞きいたします。

こちらについての総事業費とこの事業の意義と具体的な目的についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

創業スクールの総事業費は、平成28年度からの2カ年で約510万円であります。

創業スクールの開催の目的として、中小企業、小規模事業者等は、地域の経済や雇用を担う重要な存在であることから、町内外を問わず、創業を目指す皆さんに、創業に必要な基本的な知識の習得や創業に向けたビジネスプランの作成支援等により、創業を現実のものにしていただくことを目的とした事業であります。

昨年度は、ほとんどが全く未経験の方が中心でしたが、中には新たに違う業種を展開しようとする方など、総勢17名の方の参加があり、参加者の感想としては、創業には経営理念が必要、実際に起業している講師の体験談は非常に参考になった。イメージがないまま創業していくことの難しさが理解できたなどがあり、総じて創業スクール事業は好評で、スクール終了後には、店舗用の用地探しや、すぐにでも起業したいと考えている方がいらっしゃいました。

この事業により、創業するには経営理念が必要であり、自分がやろうとする事業モデルづくりが必要であること等を感じ取っていただいたことや、実際に起業しようとする方々が生まれたことに、創業スクール事業を実施した意義があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この創業支援スクールというのも、ちょっと私も中身についてよくわからないので、私自身もこれに参加させてもらえればなと正直思うんですが。

今、説明の中で、創業を行うには創業理念が必要だと、そういうふうに説明があって、今までやられた方の体験談というものを前提にこういうスクールをやられていると。それは確かに理念上は大事だと思うんですね。でも、これが先ほど言われた駅前交流マルシェとは、また逆の話なんですね。駅前交流マルシェとかチャレンジショップは、まずはやってみようということでしたね。でも、こちらは、まずはやってみようではなくて、まず最初に理念ありきであると。これ矛盾しているようなことをやっているのかなというふうに思いがちなんですが、これどうなんでしょうかね、これの連携というものはしっかりやられているんですか。例えば、創業支援スクールというものは、チャレンジショップに今回やられている方なんかは、特にここを受けるべきではないかなと私は思うんですね。まず、順番でいうと、これでいうと、3番、2番、1番という順番で、この質問の順番でいくと、が本来ではないかなと思うんですが、その辺についてどうなんですか、連携されているんでしょうか、それとも、もう同時並行でやられているんでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 2号店、3号店のチャレンジショップ出店者につきましては、この創業スクールに参加をしております。

また、チャレンジショップに今回は選ばれませんでした。そういう方も数名このスクールに参加をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと後で行きましょうね。先にちょっと質問から行きましょう。いつ、何件が、どれくらいの規模で起業という形に移行される予定というのか、今回、こちらの創業スクールに応募されているのか。具体的に町内で起業を前提しているのか、そういう確約などがあつた上でこのスクールに来ているのか、受けられているのか、そういうものがあるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） それでは、まず、いつ、何件、どれくらいの規模で起業されるのかということで、先ほど例として申し上げましたように、町内での創業に向けた準備を進めている方が数名いらっしゃいますが、その方々が現在どのような状況にあり、いつ、何件がどれくらいの規模で起業するのか、現在のところ具体的な計画は把握はしていません。

今後、商工会や町が実施しています創業支援事業助成金等で具体的な計画に向けた相談がある

のじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これも結局、加速化交付金、いわゆる今回も交付金ありきでやっていますので、時間はありません。最初の2年間はもう終わりました。次のあと残り3年間でしただけ、加速化交付金は、企画課長、あと3年間かね。そうですね。ちゅうことで、もう時間は本当にないんで、どんどん進めるのであれば進める形でやっていかないとはいけませんし、先ほども、例えば、創業理念が商売には大事であるというふうな説明がありました。それは理念上は大事なんです。

ただし、一番大事なものは、需要と供給です。幾ら理念があっても、需要がないところで商売をやったってできないんです。供給がなければできません。買い手と売り手というものが成り立たないところでは、幾ら理念があっても成り立たないんです。これはもう机上の空論の話をして仕方がないんで、商売というのはそういうものです。買い手がおればどんなものでも売れるんです。買い手がなければどんなものでも売れないんです。これだけのことなんです、単純な話は。

だから、チャレンジショップのような形でまずはやってみるという形でも十分やっていけるのかなと思うんです。せつかく創業スクールということをやられていますので、これが少しでも活躍してほしいと私は思うんです、新しい方がするために、失敗しないためにも。

ただ、先ほど言ったように、創業理念がどうなのか、どれぐらいの規模でやられるのかもわからないという形でやっていますが、どれぐらいのこの方々が本気度があるのか、いわゆる例えば、蓄え、商売をやろうと思うと、チャレンジショップのように箱物から宣伝まで全て用意してもらえれば、確かに投資はなくてもできるでしょう。現実、できているようですね。一般にお店をつくるというと、まず最初に、仕入れ代も要ります。売掛金の間、その間、飯を食うことも必要です。いろいろな商売するための備品を用意するお金も必要です。店舗の改装費も必要です。ある程度の蓄えがなければできないんです。

ですから、脱サラして、なかなかサラリーマンも商売に踏み込めないのが現状です。この創業スクールに来られる方々には、まず最初に、そういったものは調べているんでしょうか、どれぐらいの自分が投資をするだけの予定があるのか、そういうものも調べられているんでしょうか。なおかつ、その方々に教えているんでしょうか。こういう店舗、こういうお店をする場合は、最低限開業資金にこれぐらい必要ですよとか、そういった説明があるんでしょうか、そういった質問をされているんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 先ほど経営理念ということで申しましたが、まず、自分自身がこういったものをやりたいかということを持つというのが一番大事だということを講師の方が言っておりました。その後に、具体的な自分がやりたい事業モデルの作成、次に損益計算書の作成、具体的な事業計画書の作成、その後に資金をどうするか、それから準備またはその資金をどう確保するか、それが国であり、県であり、商工会等のいろんなところで創業支援の事業がございます。そういったものを紹介しながら、最終的に開業を目指していきたいということを含めて、3回のスクールの中で実施したわけで、参加者も、具体的に事業モデル、損益計算書等はもう少し詳しく作り方を聞きたいとか、いろいろな御質問があつて、本当にいい機会をつくっていただいたということをお願いしておりました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと次に行きますけどね、その前にちょっと1点確認で、今の説明だと、とりあえずスクールに参加したい方をどうぞということで、その方に、例えば資産があるとか、持ち家があるとか、そういう前提のものは一切抜きで、どんな方でも、とりあえずスクールに来てみませんかということでやっているということによろしかったのでしょうか、1点確認します。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） おっしゃるとおりです。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） では、続いて4番目に移りたいと思います。空き家活用型マーケティング調査についてをお聞きいたします。

この総事業費と、この事業の意義と具体的な目的についてをお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

その前に、先ほどの交付金事業の関係なんですが、地方創生の加速化交付金は、平成28年度の単年度のみでございます。その後に推進交付金に切りかわりまして、28年度から32年度までの5年間で推進交付金で事業をやっているところでございます。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、空き家の活用についてなんでございますが、これは全国的な問題でございまして、どの自治体もどうにかしなければならぬと思っておるところでございます。

本町では、平成27年度に空き家・空き地の実態調査を行いました。その結果として、空き家

の総数は約300戸ありまして、そのうちの約2割強が特に改修の必要もなく、再利用が可能で、あと約6割が小規模な修繕は必要であるが、再利用は可能ということでした。よって、約8割を超える空き家が活用されずに、遊休資産として眠っているというわけでございます。

空き家は、あくまでも個人の資産ですので、このままにしておきたいというお考えの方も多いかと思われまます。

町としては、この眠っている個人資産をいろいろと有効に活用することで、優良資産に変えていけるような、そういう仕組みづくりができればいいなというふうに思っているところでございます。これが原点でございまして、そのような方策の一つとして、このマーケティング調査におきましては、現在、消費の流出先となっています中津市をターゲット商圏とした実態調査、それから潜在的起業家のニーズ調査、それとか先行事例のヒアリング調査、町中心部に点在する空き家の活用の可能性の調査を行ったところでございます。

これらの調査結果をもって、今年度以降、空き家を活用した店舗の出店を進めていきたいとしているところでございます。

また、この調査で得られた資料や分析結果等につきましては、今後、さまざまな事業を展開していくためのプランニングの基礎資料として活用する予定でございます。

ちなみに、この事業費は1,306万4,760円で、この平成28年度で終了したものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この空き家活用型マーケティング調査について、今説明がありました。

ちょっと2番目に行きましょうね。これ駅前を基本とした調査ということをお聞きしております。この駅前調査について、具体的な空き家の活用の方法は、今、空き店舗を新しい店をつくりたいというふうな説明がありましたが、それは多分何件かしか対象になるような家はないと思うんですね、そのまま使えるような作りである家じゃなければできませんから。となると、それ以外の家についての空き家の利活用の方法、いつ、何件を、今の店舗についてもそうですが、どのような形で計画されているのでしょうか、現時点で大体どういう形というのがあるのであれば、ちょっとお聞かせください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この空き家活用型マーケティング調査なんですけど、これは範囲が決められていまして、駅前周辺を含む町の中心部に限定ということでございます。この地方創生の推進交付金事業なんです

が、これにつきましては、対象のエリアを地域再生計画で定めるということになってございまして、そのエリアなんです、山国川と黒川の2本の河川と、あと県道108号線、これは旧々の10号線ですね、それと113号線、これが今、旧国道になった分でございますが、それに囲まれた区域ということで地域再生計画を定めております。

具体的な今度、店舗の活用ということになるんですが、その方法と時期についてなんですが、まず来年度、平成30年度なんです、町が空き家のリフォームをモデル的に行いまして、出店する予定としております。その同じ時期にまちづくり会社が設立される計画となっておりますのでございます。

さらにその次の年度、平成31年度は、実際にまちづくり会社が主体となりまして、町の助成は受けつつなんです、リノベーションを実施するというような予定になってございます。出店者につきましては、一部を今年度から公募もいたしまして、いろいろ選考した後に、このリノベーションの企画等にも参画をしていただきまして、その店の仕様やデザイン、機能云々について一緒に検討していくというようなことができたらと思っておりますのでございます。

件数につきましては、現在のところ、数字としては未定なんです、単年度1年で約一、二件程度のリノベーションができればと思っておりますのでございます。

あと、また実際にどのような物件を対象にするか、それとか、その物件が今、どういう状態なのかということ、また、どれぐらい手を加えるべきなのかというようなことは、今後の事業を進めていく中で明確になっていくものだと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、具体的な説明がありました。具体的なのかどうか、ちょっとわからんですけどね。今、モデルリフォームをやられたりし、その後31年度で助成を受けながら実施というものは、先ほど産業建設課長のほうから説明があった、例えば、駅前チャレンジショップさんが入れる、入る予定なんですか。そういうところが優先なんですか。先ほど言われた創業スクールを受けられた方が優先的になるんですか、そういったものがあるんですか。

もうひとつ、空き家についてですが、今、民泊というものをやられていますよね。そういったものへの活用というものは検討されているでしょうか、される予定はないでしょうか、ちょっとその点についてお聞きいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この空き家を活用した出店でございますが、平成30年度、31年度と着々と進めていきたい

と思っているんですが、その対象になる出店者につきましては、先ほども産業建設課長の説明もありました創業支援スクールの卒業生とか、あと交流マルシェのほうに頻繁に出店されている方等を優先する形ですが、公募は広く行う予定にはしているところでございます。いろいろ範囲を広げまして、一人でも多くの方に出店をしていただきたいというところの思いでございます。

それと、民泊につきましては、今回は駅前ににぎわいをということで、店舗を駅前に点在させていくというようなことで考えていますので、そこでの民泊、お泊まりというようなことは今のところ検討には入ってございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） また、この地方加速化交付金事業については、次回の質問でもやっていきたいと思っておりますので、ちょっと次に控えておりますので、5番目に行きますが、5番目については、午後になると思っておりますが、同僚議員のほうが同じ質問をしておりますので、ここでもしお時間足りないときは、そちらで十分説明していただければと思います。

九州周防灘地域定住自立圏についてお聞きします。

新聞報道における定住自立圏への加入意思、これが何新聞やったっけな、ここあるんですね、この新聞に、定住自立圏への加入意思に関する町長の見解をこちらのほうで述べられておりますので、これについて町長から、町民にわかりやすい説明などありましたらお願い申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 時間がないから、町長、もう直で言ってください。（発言する者あり）
そんなら企画課長、簡潔に。

○企画財政課長（奥田 健一君） 町長にかわりまして、私のほうから先にお答えさせていただきます。

先月23日付の西日本新聞の大分版でしたか、「九州周防灘地域定住自立圏、吉富町加入前向き、町長、広域消防でも連携を」の見出しがどんと出ました。この見出しだけを見ますと、いかにも吉富町が方針転換をして、すぐにでも加入するのではないかと勘違いされそうなんです、町の考えはこれまでと何も変わりはありません。

いま一度、記事の内容をじっくりと読んでいただければわかりますが、今回、町長がこの定住自立圏に対して、次のような指摘をただけでございまして。広域消防など、町が加入してメリットがあるものを中心市である中津市が自立圏の施策メニューとして加えれば加入を検討すると、単にそれだけのことでございまして。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 5月の23日に西日本新聞さんが掲載をした記事であります、取材に

も見えました。その折に、先ほど課長が申しましたように、中津市さんが中心市でありますので、その中心市から私も吉富町にとりましてメリットがあるものが提案されれば、検討はしましよ
うということでお答えをいたしたただけの話であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ新聞に載ったんで、一応お聞きしないと、多分企画財政課長
が言われたように、勘違いされそうということがありましたので、多分勘違いされた方がいらっ
しゃると思ったので、あえてお聞きいたしました。今までどおり吉富町は吉富町独自、よそにわ
ざわざこびを売る必要はないということやっていくということがよくわかりました。

もうあと1分ですので、私もちょっと時間配分、今回はすっきりいきましたので、終わりたい
と思いますが。先ほど言いましたように、地方加速化交付金事業です。こういうことをやること
は悪いこととは私は思いません。

ただ、先ほども言ったように、行政というのは商売、もうけを考えるものではありません。本
来、民間がやるべきもの、民間ができないものに関して、お金をかけられないものに関してやる
のが行政の仕事であります。行政が商売に携わって成功した試しはない、ろくなことはないん
です。するなとは言いません。民間に投げてください。丸投げが本来が一番確実になるんです。こ
の民間の投げ方は、吉富町じゃない方に丸投げをしておりますので、私はずっと言っております。
吉富町の町民にお金が落ちていない、公平性がこれは担保されていないんですよ。そこについて
私はずっと言っているんです。今回の業種も全て吉富じゃない方ばかりです。もっと町民に対し
てできるような行政運営をお願いして、私の一般質問を終わります。時間どおりです。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回、4つの問題で質問させていただきます。

まず1点目、高齢者福祉、その中で運転免許証自主返納高齢者への支援についてお尋ねいたし
ます。

近年、高齢のドライバーの運転ミスによる事故が目立ち、死亡者が出るなどの重篤で悲惨な
ケースも少なくない、このことは周知のとおりです。

そうした中、運転免許証自主返納を促進する動きが広がっています。一方で、自主返納をちゅ
うちよする要因の大きなものに、車なしでは生活できないと言っても過言ではない地域の交通事
情があります。

本町でも、巡回バスの改善など努力がなされておりますが、日・祝日の運休など、住民要求を
満たすためには、一掃の充実が求められているといった状況にあると認識しております。

このような中で、福岡県でも、高齢者の運転免許証自主返納支援に対する補助制度が平成28年の4月に創設されております。その内容は、70歳以上の自主返納者に対し、コミュニティバスの回数券などの無料・割引サービスを行った経費について、返納者1人につき5,000円を上限とし、2分の1を助成するというものです。これを受け福岡県下、支援サービスをこの春から始めた自治体が少なくありません。

本町での現状と今後の方向について報告をお願いいたします。あわせて、本町で自主返納されている方は何人でしょうか、それがわかりましたらお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

運転免許証自主返納高齢者に対する支援につきましては、県内の自治体でも実施していることは承知をいたしております。

その内容は、コミュニティバスの回数券やタクシーの利用券などを交付しているようでございます。

しかし、ほとんどの団体が、自主返納した際の1回限りのサービスのようでございます。支援というよりも、自主返納を促すことが主な目的ではないかというふうに思っております。それはそれで必要な施策だとは思いますが、一時的な支援ではなく、長期的に自主返納者の移動手段を確保することが重要であるというふうに思っております。

そこで、本町の取り組みといたしましては、まず、町内巡回バスを充実させることにあるというふうに思っております。そのため本年10月にダイヤ改正を行います。料金も現行と同じ1回100円とすることといたしております。

吉富町はコンパクトな町でございますので、この巡回バスで公共施設、スーパーや商店、医療機関など、高齢者の日常生活に必要な場所への移動が可能であるというふうに思っております。

それと、あと自主返納者につきましては、済みません、数を把握しておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長が答弁の中でおっしゃいましたように、私は、今、執行部のほうがこれから考えるということをおっしゃるならば、よその自治体は本当に1回限りが多いんですね。それでは不十分だからということをおっしゃったんですけれども、そんなふうな答弁ではありませんでした。

しかし、今のお話の中で、一つメリットとしては、1回限りであっても自主返納を促すというか、それと、あわせて、自主返納をされた方への支援というか、それには若干、若干というか、なると思うんですね。それがあからこそ、よその自治体はやっていると思うんですね、

そのことも含めて、もう一度今後の方針を言っていただきたいと思います。

それと、県の補助を、私、これちょっと調べていないんですけど、これも1回限りなんですか。もしか1回限りでないならば、それなりの支援というものは継続してやれると思います。

それから、ほとんどの自治体は1回限りではありますが、県内でも1回限りではないところもあります。だから、本町の財政に見合った支援を継続して、していくことも不可能ではないと思いますので、そのことを全部含めてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） まず、福岡県の補助金につきましても、初回に交付するものに限るということで、1回のみになっております。金額も5,000円が最高、2分の1の2,500円の補助というふうになっております。

本町といたしましては、先ほど申しあげましたように、1回限りのサービスよりも、長期的に支援できる施策のほうが重要だというふうに思っておりますので、まず、巡回バス、町はコンパクトでございますので、この巡回バスを利用していただくことにより、高齢者の日常生活の支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常に残念な答弁です。それならば、住民の多くの方が願っておられる日・祝日の運行、これをぜひ実現していただきたいというふうに思います。

よその自治体がそうではあっても、やっているサービスであるならば、自主返納をされた吉富町の方は、それが受けられないのであり、やはりそれはそれとしてすべきではないかということをお願いいたします。

この問題ではもう1点お聞きいたします。民間事業者も、例えば、タクシー会社、バス会社などで自主返納者に対しての料金の割引など支援の取り組みを行っております。こういったことを、自主返納者、そして自主返納によってこうした事業の対象となる方にお知らせすることも大切だと思います。県のホームページには掲載されております。本町としては、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 民間事業者、タクシー会社のほうもサービスをしております。この吉富町でいえば、太陽交通さんが自主返納された方に対して1割引きでサービスを展開しているようでございます。

そういったことは、住民の方、知らない方もいらっしゃいますので、お知らせをしていかなければならないというふうには思っております。

やはり吉富町の場合は、本当に先ほどから何度も申し上げておるんですが、コンパクトな町でございますので、広いところであれば、タクシーの利用券等を交付しているところもありますが、うちの場合は小さな町でありますので、そういった特性を生かして巡回バスでまずやっていきたいということです。

巡回バスにつきましては、料金、先ほど申し上げましたが、1回100円ということでございます。やっぱり100円ではやはりどうしても運行はできません。それだけのサービスは提供しているというふうに考えております。

以上です。

民間タクシーのサービス内容についてももう一度ということなんですが、吉富町でいえば……太陽交通さんが、自主返納した方に対して乗車した場合、1割引きでサービスをしているというふうには。

それと、あと吉富町の場合は、身体障害者に対するタクシーの利用券の交付というのもやっております。

ただ、自主返納者ではありませんが、そういったサービスもしておるところです。

何より、先ほどから申し上げているように、巡回バスにおいて十分なサービスをしているというふうに思っております。

今後もさらに見直しをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、民間事業者がやっているサービスをすることが大事だと言っているんですけど、その周知について、どういう方法をされるか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 民間事業者に対する周知は、今までもしてきたんでございますが、県のホームページをごらんくださいというようなちょっと形で、なかなかわかりにくかったと思いますので、こちらの広報のほうで具体的なことをするように検討をしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 次の②に移らせていただきます。高齢者へのはり・きゅう補助金、それから入浴料補助金に理美容補助金を復活して加え、それらを一本化し、それぞれが必要な補助を十分受けられるように改善することを考えてはどうか、つまり、これは提案なんですけれども、このことについてお尋ねいたします。

現在、70歳以上の高齢者に対して、はり・きゅう、マッサージ料の助成が1回500円、

1カ月3回まで、また入浴料の助成が1回80円、1カ月10回までなされております。つまり、金額にして1カ月で2,300円、1年でこれを全部受けるとすれば2万7,600円の助成が受けられるわけです。以前はこれに理美容の助成が1カ月500円あったかと思っております。

ここ4年間のこのサービスの申請状況の数値をいただきました。はり・きゅうの申請者が26年以降、81、53、42で、今年度37%とずっと下がっています。それから、入浴利用者のほうも、10、それから、ずっと下がって行って、ことしは5.1%となっております。

まず、この事業の目的は何でしょうか。そしてまた、この数値、ずっと下がっている、ほんの少ない人しかこれを利用されていない。この現状をどのようにごらんになっているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

先ほどの質問でございますが、目的としましては、老人の健康保持のために行うものというふうになっております。

過去の利用率です。確かに平成26年度からのデータを見ますと、利用者は減っております。

理由としましては、はり・きゅう院、そういう提供場所が現在町内には1カ所しかございません。それが主な原因となっております。

そして、入浴料の利用者でございますが、これも平成26年度は割的には10%あったんですが、今5.1%と減っております。やはりこれをお使いになる方は、高齢の方が御利用なされております。そういう方が利用しなくなった、それだけの理由だと私は思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、課長のほうから話がありましたけれども、この数値の要因としては、幾つかのことが考えられると思います。確かに近隣治療院の減少、それから御家庭の風呂で済ませておられる方も、この事業が開始されたときに比べて多いかと思えます。と同時に、はり・きゅうには行かないけれども、入浴券はもっと欲しい、あるいはその反対の方、入浴券は要らないけれども、はり・きゅうにもう少し補助が欲しい、そういう方もいらっしゃるかと思えます。

それから、以前あった理美容への助成、1カ月500円だったと思いますが、これを復活してほしいというのはよく聞かれますね。もう300円でもいいから補助ができないだろうか。今、年金がどんどん下がっていますよね。そうした中でそういう声も私は聞いております。

この事業の目的は健康保持ということです。では、今減少しているのは、じゃこの健康保持が十分になされているから、それが減少しているのではないということは、今、課長の答弁の中でわかりました。

ですから、せっかくこんないい事業ですね。高齢者に対する健康増進の本町の思いをもっと効果的に発揮できるように、まず検討し直すべきではないかと思うんです。その辺の認識が1点と。

私は、その方法として、これ私が考ただけではなくて、知り合いの高齢者の方なんかの意見も聞いたんですけども、いわゆるはり・きゅう、マッサージの助成と入浴の助成とをこの額を一本化にして、そして、その内容には理美容の助成も加えて、高齢者の皆さんに、名前はわかりませんが、何とかサービス券みたいな形でお渡しして、高齢者の方が必要に応じて、ある方は入浴をいっぱい使うかもしれない、ある方は理美容に全部使ってしまうかもしれない、そういったことはあると思うんですけれども、本当に多様な要求をそこで、健康増進に関して実現してもらう、そういう方法というのは、町としても財政的には、本来予定されているお金ですし、いいのではないかと思いました。見直しをするべきではないかということと、今の私が言いました提案についての答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

利用券の一元化ということだと思います。それぞれの施策にはそれぞれの目的があって、個々の利用券を出させていただいております。

理美容についての御質問が出ましたが、理美容の補助は、老人福祉の向上につながるとは考えづらいということで、事業を平成20年度に見直しております。

当時、十分検討し、高齢者の方にも聞き取りを行ったと私は記憶しております。今言われた一元化になれば、偏った使い方になると思います。満遍なく使っていただくのが私たちの希望でございまして、制度そのものを変えるつもりはございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 理美容については、先ほどお聞きしておりませんが、この2つの事業の目的は健康保持ということでした。

ですから、健康保持というところで一本化すれば、一元化することに何ら矛盾はないかと思えます。そして、今、偏ったとおっしゃいましたけれども、その方のニーズが偏っていればいいんじゃないですか、偏った使い方をするのはちっとも悪いと思いません。その人のニーズに合わせて町が提供してくださるサービスを受けるというのは、ちっとも悪いことではないし、そのことこそ高齢者の健康増進につながるかと思えます。もう一度答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

先ほど申したとおり、各施策がございますので、各施策に沿った利用券を発行したいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） もう3回行ったよ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう3回行きましたので、一応反論して、この問題を終わります。

今の課長の答弁、私の言ったことに対して何ら反論はされておられませんし、私は私の言ったことに対して確信を持っております。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次の質問をさせていただきます。次は、認知症の方の障害者認定についてです。

横浜市の男性で認知症の方が、精神障害者保健福祉手帳1級を取得でき、医療費など年間53万円もの負担が軽減できたとの報道がありました。このことについて、どういう方がこの対象になるのでしょうか。また、現在、町内に認知症と診断された方が何名いらして、そのうち手帳を取得しておられる方が何名いらっしゃるか、報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

障害者認定ということでございますが、障害者認定は、障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳と3つの障害者の認定がございます。認知症で問題行動のある方は、精神障害者福祉手帳に該当いたします。これはかかりつけ医療機関で御相談されれば、検査結果、もちろん診断書が要るんですが、そういうので発行していただけたと思います。

吉富町では、申請手続はあいあいセンターが窓口で行っております。これは県知事が認定するものでございます。この手帳は、1級から3級までございまして、有効期限が2年となっております。個別の手帳で障害者手帳の交付者ですが、現在のところは298名。先ほど言いました精神障害者福祉手帳は33名。この中に認知症の方がおられると思いますが、認知症で認定されたのかということは、町としては把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 横浜市の男性の場合は、年間53万円の負担軽減、いろんな状況があると思うんですけどね。前年に比べて、前年というか、負担が53万円軽減できたという報道だったんですけども、この手帳を取得した場合、本町ではどのような負担軽減があるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

手帳を取得されて、どういうサービスがあるかという、この質問だと思います。

全国一律的なものは、公共料金の割引、NHK受信料の減免、一部税金、所得税、住民税、相続税などの控除など、そういうものがございます。

一方、バス会社等交通機関であれば、その企業がそういう独自の割引をしている場合もございます。この手帳の発行が本人の意思であるかどうかというのが大事だそうでございます。高齢者の方々にも、障害者という言葉に嫌がる方も多くいらっしゃるというのも事実でございます。可能な限り、本人の意思を尊重、家族の意思も尊重しなければならない制度と思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど数値を報告していただいた中に、認知症と診断された方の数値はありましたかね。それをお願いして、もう3回目なので、お願いしたいけど。それが1つと。

あと、これ私もよく知らなかったんですけども、認知症の方が障害者として認定されるということ知らない方は多いんじゃないかと思うんですね。認知症の方が精神障害者として認定されるんだということ知らない方は多分多いと思うんです。御家族は介護保険とかで施設入所とかされている方も多いかと思いますけれども、病気とか、そういった医療費のこととか、お金がたくさんかかっていると思うんですね。このこと、つまり、認知症が障害者手帳の対象になるということを、私はちょっと特別に周知する必要があるんじゃないかと思うんですね。この問題、2つお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

先ほどの認知症ということで、その病名に対しての手帳は、精神障害者保健福祉手帳がこの障害者手帳に該当いたします。

町としては、この数字は把握しておりません。先ほど申したとおり、精神障害者保健福祉手帳の交付者は33名、この中に数名はいらっしゃいます。私の知る限りは、認知症でもかなりの進行が進んだ人がこの手帳の交付をしておった、そういうのは記憶をしております。

周知でございますが、一般的な障害者手帳は、申請主義であって、町としては強くそれを推し進めないようになっております。個別の相談の中でこういう手帳がありますよちゅうのは、従前から教えております。

以上です。（「もう一つありました。認知症と認定された方の数」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） はい。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

認知症、軽度から重度までございます。どこが認知症、つまりレセプト、医者が認知症とそれ

を判断したその資料は、1枚1枚、紙をめくらなければなりません。

先日も、若年性認知症の講演会がございましたが、若年でも高齢者でも認知症はいらっしゃいます。町内で認知症で重症の方は数十人というような人数であろうと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 次に行く前に、これはよその自治体で同じような質問をした議員がいた議会答弁なんですけども、どういう方が対象になるかということでは、認知症の方で記憶力や注意力に障害があり、金銭管理や意思疎通等の日常生活に支障がある場合、対象となる。はっきりそういうふうに言っているんですね。こういう人というのは、たくさんいらっしゃると思うんですね。先ほど課長の答弁では、特別な周知はしないということなんですけれども、知らなければ申請しませんよ。申請主義とおっしゃいましたっけ、申請主義だから、それは周知する必要はないんだと。じゃなくて、申請するためには周知がまず必要だと思うんですね。知らない方は多いと思います。これはぜひしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。次は、学校給食費の補助についてです。

この問題については、既に7回取り上げました。今回は8回目の質問です。何回もこれ言っていることなんですけど、教育長もお代わりになりましたし、もう一度、執行部との議論の中で共通認識となっていることについて整理してみます。

まず、給食費は、教育の一貫である。そして憲法は、義務教育は無償であるということをしている。子供たちの貧困が広がる中で、給食費への補助が、子育て支援、ひいては定住化対策としても効果がある、このことは共通認識としてあるというふうに私は理解しております。

もう1点、学校給食法で原材料費については保護者負担と規定しているということについても、私は、国会答弁でそれは補助を妨げるものではないとされているということを申し上げましたら、執行部としての反論はないみたいなので、認めていただけていると思います。

それと、あとお金の問題があります、財源がない。その財源がないという問題に対しても、子供たちの医療費に関する県の制度が変わる中で、執行部答弁の中で300万円のお金が必要でなくなると、具体的に余ると言われたので、私は、そしたら、せめて1人当たり1,000円でも安くなるんじゃないかということを申し上げましたけれども、執行部としては、ほかにやるべきことがあるということで、前向きな姿勢が見られていないというのが、これまでの状況だったと思います。

こうした中で、今、全国でも県内でも、補助をする自治体が拡大しております。京築地域でも、みやこ町が第3子の給食費を無料とすることが決定されておりますし、築上町でも、これちょっと定かじゃないんですけども、米代については補助がされているということを聞いており

ます。隣の上毛町では、以前からですが、3世代同世帯の子供たちへの給食費補助が若干なされていたかと思えます。

こういうふうに、私たちの近隣の自治体でも広がっております。こういう状況も踏まえて、この問題どのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） どうぞよろしく申し上げます。今、御質問のとおり、過去数回にわたってこの給食費の無償については、御質問がございましたものでございます。

基本的には、前任の教育長から回答させていただいておりますとおりでございます。先ほどの憲法解釈がございましたけれども、「義務教育はこれを無償とする」とありますけれども、給食はまさに教育の一貫でございます。これはもう周知の事実でございますが、義務教育無償は、最高裁の判例の中では、これは授業料と解するものが適当であるというような判例も出ております。

そういった状況でございますので、基本的な内容に関しましては、法の定めるところに従いまして、今後も給食費に関しては、私は保護者負担ということで考えておるところであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これまで7回にわたってこの問題を取り上げ、その中で私は、給食費の補助の問題を、じゃ教育委員会で議論していただけたんでしょうかというふうにお聞きしたことがあります。そのときに、確かに報告しておりますという答弁でした。私は、それを教育委員会の中で議論をされているというふうに解釈してしまして、どういうふうに議論されたのかなと思って、その間の教育委員会の議事録を読みました。そしたら議論はなされていないわけですね。ただ、こういう質問が議会であって、こういうふうに答弁いたしましたという、まさしく報告のみがなされているというのが現状であったかと思えます。

教育長にもう一度お尋ねしたいのは、いろんな考え方があるかと思うんですね。でも、今までの執行部とのやりとりの中で確認されたこと、その上に踏まえて、もう1点は、この近隣でそれが広がってきているわけです。そうすると、子育てしやすいまちづくりというものを私たちは今、人口減少化の中で求めていかなければならないと思うんですけれども、吉富町は子育てしやすい町には、よそがしているのに、吉富町がしていないとなると、やっぱり子育てしやすいというよりも一歩後退した町というふうに理解されるのではないかと。

だから、よく議会答弁の中で、近隣の動向を踏まえましてということが出されるんですけども、この近隣の動向を考えた上で、それでもなおかつ今のお考えなのかというのが1点と。

もう一つは、先ほど言いました教育委員会でぜひ議論していただきたい、この問題を教育委員の皆さんで、こうした状況を踏まえながら、ぜひ議論していただきたいと思うんですけれども、

この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 近隣の動向も踏まえて、吉富町の教育がいいか悪いかというのは、給食費だけで決まるものではない。子育てしやすいか、しやすくないかというふうな、それだけで決まるものではない。総合的な視点で考えなきゃいけない。例えば、特別支援が必要なお子さんにとっては、1人補助の人をつけることで、その子が生活しやすくなる、そういったもろもろの実態がある中で給食費もその一つであろうという認識でございます。

ですから、給食費だけを取り上げて子育てのしやすさを問われるのは、私はそうではなくて、総合的にやはり御判断いただくことではないかなというふうに考えております。

教育委員会の中でも、こういったところに幾らお金がかかるというような、そのお金のかけ方については議論をしております。その中で給食費に関しましても、皆様の御意見を伺うような場は私は設定したいというふうに考えております。

ですから、給食費だけを取り上げるということではなくて、もろもろの子供の実態を踏まえて、総合的に御判断いただく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

私も、実態をつぶさに観察して、この委員会等にかけて、皆様の御意見を伺うようにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 子供の貧困化が今言われています。そして、子育て世代の所得の問題が問題というか、子育て世代、若い世代の人たちが、大変生活にも困っているというような実態があるのは御承知だと思います。

そういう中で、では、町民の皆さんの、子育てにもいろいろありますけれども、その中で給食費をぜひこれに補助をしていただきたい、無償でなくても、一定額であっても、補助をしていただきたい、こういう声が大きくなれば、教育長はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 総合的に判断する一つの大きい材料となるというふうに考えております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 給食費の補助が全国で広がっているのは、要求が高いからなんですよね。それは吉富町も一緒だと思います。署名活動などは行っておりませんが、私も町民の皆さんがこれをどのぐらい望んでおられるか、その辺をいろんな方法で把握して、また議会で議論をしていきたいというふうに思います。

では、最後の質問です。公契約条例についてお尋ねをいたします。

まず1点目は、この条例の意義についてです。このところ、入札が不調に終わることが続きました。過去数年間で見ても、数回の不調があったかと思えます。この原因については、分析・検討がなされる必要がありますが、この入札を前進方向で改善する方法の一つとして、私は公契約条例の制定があるのではないかと考えております。公契約法・条例は、公共工事、公共サービスなどを民間事業者が発注して実行する際に、低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、1、公務・公共サービスの品質確保、2、事業者相互間と労働者相互間の公正競争を実現することを目的としているとあります。この条例の意義についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この公契約条例なんでございますが、国や地方公共団体の事業を受託した事業者には雇用される労働者に対しまして、地方自治体が独自の最低賃金額を規定するものでありまして、一般的には、国の最低賃金法に基づいて指定される最低賃金よりも高く設定するというので、単に労働者の雇用条件の安定を図るといった、この観点においては、多少なりともこの意義を見出せるものではないかと思っているとでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私、これほかの自治体とか、加賀市というところの公契約条例を読んでみたんですが、やはりこの中に、目的の中に、適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、それから障害者等の就業機会の確保、仕事と生活の調和の実現、そのほか社会的責任を果たすための取り組みの促進に寄与することを目的とするというのがあるんですね。これはまさしく町全体を含めた工事なり、公共的な事業のあり方を含んでいて、この公契約条例は、本町でも制定していく方向で検討するべきではないかというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この公契約条例の制定についてでございますが、これにつきましては、国のほうに最低賃金法というものがございまして、この最低賃金法の中で労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するというふうなことで、この最低賃金法があるわけでございますから、この最低賃金法にのっとった形で進めればよろしいものかと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なんですけれども、私は、この分野というか、工事ですね、工事請負費とか、入札とか、そういうところでの問題というか、そのところで今、公契約条例が必要ではないかと思った一つの原因に、先ほど言いましたけれども、入札が不調に終わったということがあるんですね。私は業者じゃありませんので、わかりませんが、その入札に参加するときに、予定価格が本当に自分たちが仕事をしようとしているときに、その工事を受けて、なおかつ自分たちに適切な利益がある、そういうことが見通しが立たないから、やっぱり入札に参加しなかったんじゃないかなと思うんですね。その中の要因の一つに、労働者に払うべき賃金があると思うんです。そここのところを確保するためにも、先ほどは最低賃金法とおっしゃいましたけれども、じゃ最低賃金を労働者に対して、現場で働く人たちに、いろんな技術を持った人たちに対して、それで入札の予定価格に対して、自分たちが入札に参加するときに、それが適切なもうけが、利益が保証されるかということ、それはどうかなと思うんですね、最低賃金だけでは。だからこそ、こういう公契約条例というのが必要になっている部分もあるかと思います。その辺のことも含めて、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 2番の質問に対するお答えのような形になってしまうんですが、よろしいでしょうか、②です。（「2番です」と呼ぶ者あり）いいでしょうか。じゃお答えさせていただきます。

公契約条例の制定は、事業の契約段階で受託者に対しまして、雇用者に一定以上の賃金の支払いを条件とするというようなことをございまして、国の定める地域別最低賃金を上回るようなこととなるような自治体独自の最低賃金額を規定するというようなことになるわけなんです、これは入札における総合評価方式の評点の項目の一つとして定めるという場合を除いては、国の最低賃金法に反し、地方自治法の規定に違反するといった見解や意見もございます。

そもそも労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするのがこの最低賃金法でございます。

以上のことから、本町としましては、まず受託者が最低賃金法を遵守する、このことが重要であることから、この公契約条例を制定することにつきましては、慎重に検討をしていかなければならないのかなというふうに考えているとございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この公契約条例は、徐々にではありますが、全国の自治体に広が

りつつあります。慎重に検討していくということでしたので、ぜひこの公契約条例の制定を前向きに検討していただきたいということを申し上げて、質問は終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、太田文則議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田でございます。もう残り時間もあれなんですけど、持ち時間を有効に使って質問をしていきたいというふうに思っておりますので、どうか執行部の方、的確な回答をよろしく願いいたします。

このたびは2点についての質問を申請しておりますので、質問に沿っていきますので、どうかよろしく願いいたします。

まず第1点、人事異動に関してということで、ことしも4月に人事異動が行われました。以前からもそうなんですけども、異動する職員数が他の市町に比べて比較的少ないように思います。また、課長職においても、昇格のみで異動がありません。当然に人事権は町長にあり、町長の思い一つであることは承知していますが、異動による組織の活性化が図られていないように感じます。一般職の在籍年数も、長い職員で10年を超える職員もおり、また課長職でもう7年を迎えた課長もいます。これらの職員は、高いモチベーションが保てているか疑問であり、なれによるマンネリ化現象も見られるのではないのでしょうか。

御存じかと思いますが、人事異動は組織の活性化を図り、良好なモチベーションを保ち、事務事業を効率的に進めていくためにも、また不正防止対策にも絶対必要なものだと思います。県においても、3年をめどに定期的に異動を行っていると聞いております。

本町においても、ピンポイントでタイムリーなパーフェクトな適材適所の人事異動とは難しいとは思いますが、職員の能力向上のためにも、定期的な計画性のある、在籍年数の大きい違いの出ることのないように、また、ある一部の職員を対象としたものではなく、全職員を公平に対象とした人事異動を職員全員が望んでいると思います。

職員は、人事異動について異を唱えることはできません。また、どんな部署に配属されても、一生懸命に職務に励まなければなりません。昇格、異動により、新たな職場で新たな気持ちで仕事に取り組み、組織の活性化が図られていきますが、反面、適していないであろう部署への異動により、職員の士気が低下し、機能していない、また職員数が少ない課は、休暇も思うようにとれない状況が見受けられると、私はそのように思っておりますが、思い違いでしょうか。これらのことを背景に質問をしていきたいというふうに思っております。

まず1番目、人事異動での自己申告制度はあるのですかということなんですけども、それについて御回答をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

自己申告制度というものはございません。しかし、人事異動に当たり過去数回、自己申告書を徴したことはございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 自己申告制度はないけども、自己申告をすることはあるということでもよろしいでしょうか。

これ自分が、さきに言いましたように、10年在籍がある方が、どうしたら変わるんだろうかという制度がないというのは、今、この人事評価制度を利用して、そういう制度がないというのは、逆に自分がいろんな課に行って士気を高めるといふか、レベルアップを図っていきたいという世の中に対して、それで10年おるといふようなことにつながっているんじゃないかと思うんですけど、自己申告制度を設けるといふか、そういう制度があるということによかったんですかね、ちょっとお答え願いますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自己申告導入制度という制度はございません。人事異動に当たりましては、その資料といたしまして、人事評価制度を活用していきたいというふうに思っております。昨年度から本格運用を始めた人事評価制度において、全ての職員に対し、業績評価と能力、態度評価を行っているところです。また、その活用方針の中にも異動・配置の資料とすると明記をされております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） これは是非自己申告導入制度がないにしても、10年同じ課におるんですよ。やっぱり職員の士気とスキルアップを図るためにも、そういう方の適材適所というのもあるでしょうけども、マンネリ化をせずに、ぜひそういった方たちをまず重点において配置換えをするというような感じでやるのも、一つの職員のスキルアップ向上につながると思うし、ことしの予算にもちょっと参考にさせてもらうんですけども、6級の、要は、どういう職種かという、相当困難な業務を処理する課長の職務というふうにならうとっております。課長職が10名いる中で、ことし新人でなられた課長が3名なんですね。その中で6級、相当困難な業務をこなす方が3名いるわけですね。ということは、新人の課長職の3名は除いて、7名の約4割が相当困難な職をこなすということで、町として本当に課長職はレベルアップになっているのかという疑問も抱いてもおかしくないと思います。

ぜひこういった人事異動、こんなことを質問するのはどうかなというふうに思ったこともある

んですけれども、やっぱりそういった人たちを閉じ込めることじゃなくて、本当に芽を吹かせる意味で、適材適所に配属していただきたいなというふうに思っておりますが、町長、ちょっと一言お願いできないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 人事異動に関してのお尋ねでございますが、議員さんもおっしゃられましたように、人事異動につきましては、大変難しい問題があります。

まず、人が人を判断する場合、本当にその方にとっていい人事異動であったかどうかというのは、なかなか難しいことではなかろうかなというふうに思っております。

それから、人事異動につきましては、いろんな言葉で表現をされております。少数精鋭主義だとか、事業の活性化、組織の活性化というようなこともありますし、適材適所という言葉もよく使われております。

私どもは、職員の異動に際しましては、普段の仕事ぶり等を見まして、また本人の適性等も見ながら、得意な分野に配置することもありますし、あえて不得意な分野に配置をして、その職員の技術力を上げていただくということも考えながらいたしております。

町としても、10年を超える方がおられるというお話でしたが、その辺は本人もいろいろと考えているんだろうというふうに思っておりますし、決して適材適所ではないところに配置をしているわけではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 私も長い間、民間企業に勤めていまして、職場から他の職場というふうに異動もありましたし、全く180度違う現場から営業職というふうにして転勤というか、異動したこともあります。

そういった中でいろんな分野をいろんなことで経験することによって、やっぱりサービス向上につながる面も多々出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、町長には、答弁がありましたように、適材適所というのももちろんあるでしょうけれども、その方のまた別な面を引き出す意味でも、そういった10年選手または7年選手たちの異動も前向きに考えていただいて、次の質問に移りたいというふうに思っております。

人事異動の1番と2番はちょっと同時に答えていただいたということで、2番の今後の空き家対策についてという問題に移らせていただきます。

先ほど同僚議員のほうから質問がありましたけれども、空き家問題は、私が1期目の当選当初から、同僚議員も含めまして質問してきたというふうに認識しておりますし、空き家に対しては、先ほど課長も言っていましたように、避けては通れない問題だというふうに思っております。

吉富町もようやく重い腰を上げたのかと、大いに期待をしているところでもあります。近隣では、豊後高田市がいち早く取り上げて、今では移住先のベスト3までになったことは御存じかと思ひます。後発でもいいと思ひます。充実した内容でIターン、Uターンがふえれば、人口増につながると期待しているところでもあります。

先ほど答弁にありましたように、空き家が300戸あり、その中でランクづけをされておりました、A、B、C。その中で約2割が住める状態だというふうに回答していたんじゃないかというふうに思っておりますが、そういった空き家を供給していくのと、また需要がどうなっているかという分析も大事なポイントになるんじゃないかというふうに思っております。これらのことを含みおきしていただいて、2点について質問を行いたいというふうに思っております。

まず1点目、空き家で売り家・貸し家の比率は、というふうに質問しておりますが、御回答をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたように、本町では平成27年度に空き家の調査を行っておりまして、先ほど言いましたように、約300戸の空き家と思われるものがございますということではございました。

ただし、この調査は、あくまでも外観のみの判断でございまして、先ほどの件数及びランクづけ、その結果が完全に実態に即したものであるとは言い切れないというところがございまして、この点はどうぞよろしくお願ひいたします。

また、御質問にございます売り家・貸し家のことなんですが、そういった空き家が売り家なのか貸し家なのかということにつきましても、所有者の特定や個人の個別への連絡、意思確認等、より踏み込んだ調査が必要になってくると思われまますが、この平成27年度の調査では、先ほど言いましたように、目視による空き家の該当・非該当とか、その状態の確認のみでございまして、それ以上の情報の把握までには至っていないというのが現状でございまして。

ちなみに、昨年度開始しました空き家・空き地バンクがあるんですが、そこに登録の件数としては、最高で3件までの登録数でありましたが、その中では売り家が2件、貸し家が1件の登録であったわけですが、この貸し家のほうにつきましても、成約済みとなりまして、現在は売り家等の登録のみとなっております。

現在、ほかにも貸し家としてというような希望をする所有者からもお問い合わせをいただいているということもございまして、今後の空き家・空き地バンクの登録件数が増えていくということも期待しまして、その中で大まかな貸し家・売り家の比率が出てくるんじゃないかなというふうに思っているところでございまして。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 3月議会のときに、同僚議員のほうで質問したときに担当課長のほうからの答弁の中で、不動産会社とタイアップをして、今後需要の喚起というんですかね、そういうのを促していきたいという答弁というか、回答だったと思うんですけど、今、売り家が2件、これは、もちろんホームページで載せているんでしょうし、不動産屋さんにもそれなりの情報提供はされているとは思っております。

そういった中で、不動産屋さんとのタイアップをするという中で、どのようなアクションを起こしているのか。ただ、掲載してやっているのか、不動産屋さん店頭写真なりを張っているのみを、そういった告知というか、あれをやっているのか、こういったアクションを起こしているのか、ちょっとわからないので、御回答、お答え願えますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この吉富町の空き家・空き地バンクへの登録なんですが、空き家等をお持ちで、それを活用したい、貸したい、売りたいと思われた方につきましては、まず最初に、企画財政課のほうに御一報いただきまして、それから、企画財政課のほうでホームページに載せる関係上、間取りであったり、金額の想定であったりとか、細かいことの情報を集めなければなりません。そういったところの情報につきましては、宅建取引の資格をお持ちの不動産屋さんに入ってくださいということで、その所有者の方が基本的に、吉富町のほうでそういった宅建業者、そういったところの不動産屋さんをリストアップしていますので、その中から御希望のところを選んでいただきまして、そちらのほうに出向いていただいて、その宅建業者さんが写真を撮ったり、間取りの掲載のデータをというふうなことを作成し、そのデータを町のホームページに載せているというようなことでございます。

その空き家につきまして、ホームページをご覧になられた方が、今度はまた役場のほうに連絡をいただきます。そうした場合、その物件につきましては、そういった宅建取引の不動産屋さんが既に入っていますので、そちらに役場のほうから連絡、所有者さんにももちろんですが、連絡をいたしまして、一度会って現物を見てみるというか、そういったことの仲介役をそういった不動産屋さんをお願いしているというようなことで成立を目指しているというか、役場の職員だけではなかなかそういった知識はありませんので、そこに不動産屋さんをしっかり挟んで、そういった事業ですか、それが成り立つようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） よくわかりました。やっぱりどうしても不動産屋さんという業者の方のほうが、いろんな人脈とか、そういった面で裾野が広いですから、情報も早く入ってきます。なかなかタグを組んで、うまくこの2件を売っていただいて、人口増に微増であります。増やしていただきたいというふうに思っており、次の2番目に移りたいというふうに思っております。

この3月議会についても答弁されていましたが、空き家をホームページに掲載されているものに関して、売れた。それに対してリノベーションを行う場合に、町としては、助成金を出すという答弁を私は聞いた記憶がありますが、その助成金は最高額お幾ら出す予定にしているのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） その空き家を購入したり、それを借りたりしたときの助成金の最大額なんです。対象事業の2分の1で上限は50万円となっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） これ、例えば、町のホームページに登録していなくて、例えば、個人的に買いたい人と所有者といいましょうか、空き家の所有者の方が知り合いで、単独で話し合いをして移り住んだ。ちょっと改修を、風呂場だとか、トイレの改修をしたときに、これは対象外になるわけですね。要は、登録していないから対象外になるということになるんですね。そこなんですよね、空き家というふうに認定されとって、登録していなくても、そのところをホームページに載せるとか、いろいろ背景は、私は嫌ですとか、いろんなやりとりが多分あったと思うんですけど、そういった中で、個人と個人の知り合いで契約した場合に、それも対象としてやってもいいんじゃないかなというふうに思っておるんですけど、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町としましては、この空き家・空き地バンクへの登録を促していきたいというふうに思っています。300件近い空き家があるわけですが、その中で約8割を超えるところぐらいは、何らかの形で有効に活用できるというふうに思っていますので、少しでもその活用をしていただきたいというようなことで、まずは、この町のホームページに立ち上げました空き家・空き地バンクへの登録をしていただきますと、町のホームページを通して、それが全世界に情報発信されるわけですが、その情報が多ければ多いほど、皆さんがそこを見ていただくというようなことは十分考えられますので、まずはこの空き家・空き地バンクへの登録を優先し、その登録を

された物件につきまして、こういった改修の補助の助成金が可能ですよというふうなことで、さらに促進をしたいというふうなことでこういったことを設けているわけでございますので、まず町としては、空き家・空き地バンクへの登録ということを考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 流れ的にはわかるんですよ。事務手続というのは、そういうふうにして段階的に踏んでいかないと、なかなか登録できないというのがあるでしょうけれども、先ほども言いましたように、知り合いでなかなかどう手続していいかわからないという、手順等もいろいろあるんでしょうけれども。ただ、そういうのを知らずに個人で契約してしまったという、要は、よそから、町内から町内じゃなくて、町外から町内に移り住むという、人口増につながることになるんですね。

そういった面での対象の空き家であれば、金額は最高50万円じゃなくても、ちょっとそういうことに対しての対象の方は、その半分にするとか、そういう制度、基準を設けるのも一つのやり方というか、方法じゃないかなというふうに思っておりますが、その点について、課長、お答え願えますか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町のホームページに立ち上げています空き家・空き地バンクの登録というようなことを優先していきたいと考えたわけございまして、この空き家・空き地バンクの制度が立ち上がっているということへのPR不足もあろうかと思っておりますので、そこ辺につきましては、町はこういった制度、空き家・空き地バンクのこういった登録をやっていますということを今一度周知もしていきたいと思っておりますし、そういった個人個人での売買等の話がありましたときには、町のほうにもそういったホームページを立ち上げてバンクを設けていますので、そこでの活用も考えてみたらどうでしょうかというふうにアドバイスをさせていただければと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひせっかく、先ほど言いましたように、後発なんですけれども、いい内容にして人口増につながるような感じのやり方、例えば、今言うように、最高50万円のところを、登録していないところをその半分にするとか、そういうやり方を期待して、この質問を終わりたいというふうに思っております。

.....

○議長（若山 征洋君） 午前中の質問は、これで終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は13時からです。

午後0時05分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

是石利彦議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 7番、是石です。

おなかも満腹になりまして眠気を誘うような質問で申しわけないんですが、吉富町の教育行政について、吉富町教育委員会の教育長の交代がとり行われ、新しい教育長が就任されました。前任者事情による甚だ緊急な交代にもかかわらず、新年度がスタートできたことは町教育行政計画執行にとって関係機関並びに関係者方々のお力に感謝申したいところであります。何より新教育長には京築教育事務所長として京築地域の教育の向上、教育環境の向上など公署あるいは全体の指導に携わる立場をなげうっての吉富町教育長として地域の教育行政執行をお引き受けいただいたことに敬意と感謝を申し上げます。

特に、新年度吉富町役場教務課体制は新教育長、新教務課長のフレッシュ体制と言えます。前教育長との申し送り等大変慌ただしいスケジュールも考慮しつつ新教育長に幾つか伺います。よろしく願いいたします。

といったところで1番目、吉富町教育委員会教育長としての教育方針について、新体制のもと教育長の役割や仕事は、これまでとどう変わったのかをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） お答えします。新体制のもと、教育長の役割や仕事はこれまでとどう変わったかという御質問でございますが、新体制ということでの変化としては、教育長がかわったことにより、その役割、仕事が変わるものではございません。ただ、改正地教行法が平成27年4月1日に施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長が一本化され、新教育長が置かれることとなりましたが、この制度改正においては教育長の役割が変わってきた、きております。

今までは、教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどるとされておりましたけれども、この制度改正により、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされました。

これは、今まで教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること、事務局の事務を総括し、所属の職員を指揮監督することに加え、従来は教育委員長の職務とされていた教育委員会の

会議を主宰することが教育長の職務とされたこととなります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 前教育長のときに変わった新体制ですので、特に変わったことはない。ただし、27年度の新体制による教育長の説明をいただいたと思います。

非常に、今までは教育委員会の指揮監督のもとに執行機関であるところの教育長という立場だったというお話でした。より責任の所在といいますか、教育委員会そのものを統括する強い権限と責任がおありのようだなと思います。

そこで、もう一つお尋ねします。教育委員会をどのように統括していくおつもりか、あわせてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 教育委員会をどのように統括するかということでございます。教育委員会の統括でございますけども、地教行法及び吉富町教育委員会規則にのっとり公正な運営をしていきたいと。

私のとり行う事務につきましては、必ず教育委員会の議にかけて教育委員さん方の意見を十分に受けた上で事務執行を行うつもりであります。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 新教育長のもと教育会議ちゅんですか、教育委員会の会議をより深める議題を提案して会議にかけるということだろうと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中にも、ぜひとも会議に諮ってみたいというお答えもいただきましたので期待したいところです。

それでは、2番に移ります。

学校教育、社会教育に関しての責任者と考えますが、今富町長からどのような形で要請され、またどのような気持ちでお受けされたのかお尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 前任の園田教育長の辞任に伴いまして、吉富町の教育行政をお願いしたいという要請でございました。

要請されたときの気持ということでございますが、私はもともと小学校の教員でございます。また吉富小学校で3年間教頭を務めさせていただいた経験もございます。前の職に比べまして、より学校や子供たちに近い立場になれると、そのことを前向きに考えましてお引き受けしたところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のお答えは教育事務所長として道半ばだろうと思いますが、町長の吉富町教育長の就任要請を受けて、小学生、中学生のより身近な立場として地元教育長をお引き受けになったということだろうと思います。

そう簡単に、教育事務所所長を道半ばでおやめになって、もう少し、吉富町教育長をお引き受けされた真意をもうちょっとわかりやすくお願いできますか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） これまで県の教育行政におりまして、県は任命権者ではありますが、監督権者ではありません。ですから、これまで学校に入るにしても地方の教育委員会、地教委の要請がなければ学校に入って指導することすらできない立場でございます。つまり間接的な指導、後は人事等に関する任命、これが大きな権限でございました。ですから、常々、靴の上から足をかくようなもどかしさというものを感じておったところでございます。

今、教育委員会に入りまして直接学校や子供たちにかかわるような立場になりました。こういうところに、ある種憧れというふうなものが私の中にございましたので、前向きな気持ちでお引き受けしたところであります。

以上であります。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 教育事務所の立場と、より現場に近い教育、吉富町教育長の立場の違いが今のお答えでよくわかったと思います。町民の方にも理解していただけるような答えだったかなと、私は今思いました。

それから、次にまいります。

教育長は、任命権者である町長に今後教育委員会を指導する会議を起こされて、それから町長に提言なり要望なりができるお立場だろうと思いますが、どういうふうに伝えるのか、お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 地教行法第4条にうたっておりますが、私は任命権者である町長に、ここにおられる皆様、吉富町議会の皆様の同意を受けて教育長に任命されたところでございます。

私は法令並びに国や県の教育施策、並びに、平成28年2月に策定されました吉富町教育大綱の基本方針を踏まえ、学校、地域等との実態を把握し、精査した上で何が必要かを慎重に考えて施策を実施していく所存でございます。

必要な政策、施策につきましては、町長と教育委員会からなる総合教育会議で意見を伝え、さ

まざまな要望をしていくつもりでございます。

なお、教育行政に係る責任者は教育長であるという観点から、教育の政治的中立、継続性、安定性、こういったものを確保していくつもりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の答弁の中に総合教育会議という言葉があったと思います。今の新しい教育体制の中では、この総合教育会議の設置というのがあります。そのところをかいつまんで、我々にわかるような説明をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） これも地教行法に当たりますが、地方公共団体の長、町長でございますが、町長は吉富町教育大綱と説明しましたが、「大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項について協議並びにこれらに関する次項、各項に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする」と定めています。行政を行うための条件整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等を、これらは予算執行等が伴いますので教育委員会と町長が協議をいたしまして総合的に教育施策を判断していくそういったシステムでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 大変恐縮なんですけど、大変短い申し送り、問題点、予算書、つぶさに勉強されたと思うんですが、その中で吉富町の教育行政に対して問題点が、どういうふうなものがあるかというのは心づもりはありますでしょうか。ちょっとあれば、問題点とか、ここはこういうふうにしたいとか、新しい新教育長として……。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） この後の、ほかの議員さんの質問にもかかってきますけど、当地区の課題は子供の課題、地域、保護者の課題、そして教員の課題等がございます。今、私が学校の中で主な課題と考えておりますのが学力向上と規範意識、そういったものであると考えております。

そこで、既に子供の学力向上のためには、教師の指導力の改善からということで幾つかの施策、計画を今考えているところでございます。

また、肌感覚を通していろんな情報を得ながら、何が課題かということについては真剣に考えて、それなりの判断をしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 結構です。大変懇切丁寧な真面目なお答えをいただきまして感謝します。今後の教育行政を期待できるかと思えます。公開の原則を持ちながら吉富町教育行政を取り仕切っていただきたいと思えます。

では、次にまいります。

大きい2番です。吉富町公共施設等総合管理計画についてお尋ねいたします。

これは、ここに公共施設管理計画というものが3月に策定されました。5月の全協のときに我々初めて見せていただきました。その中でちょっとお尋ねいたします。

①として、この計画の背景と概要説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この計画の背景についてでございますが、質問の2番にもありますように、策定した理由につきましても重なる部分が多うございますので、あわせてお答えさせていただきたいと思えます。

御承知のとおり、公共施設等の老朽化への対策や維持管理、更新のあり方などにつきましては全国的に大きな課題となっております。厳しい財政状況が続く中で、今後人口の減少や人口構成の変化などにより、公共施設等の利用需要も変化していくことが予想されるところでございます。

このような状況や課題は、本町においても例外ではなく、公共施設のうち、いわゆる箱物資産では30年以上前に建築した施設が全体の約53%を占めておりまして、今後大規模な改修や建て替えが短期間に集中しまして多大な財政負担を強いられることが見込まれるところでございます。

また、インフラ資産と呼ばれております道路、橋梁、水道、下水道などにつきましても同様のことが言えるわけでございます。

そこで、早急に公共施設等の全体の状況を把握しまして、長期的な視点を持って更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減し、また平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってきております。国においては、インフラの老朽化が急速に進展する中、新しくつくることから賢く使うことへの重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にインフラ長寿命化計画が策定されたところでございます。

こうした国の動きと歩調を合わせまして、各地方公共団体においても速やかに保有する全ての公共施設等を対象とした公共施設等総合管理計画の策定に取り組むように平成26年4月に財務大臣から要請があり、また同時に示されました公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針に沿って本計画を策定したところでございます。

本計画の概要についてなんですけど、この計画は先ほど言いましたように総務省から示されまし

た公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針をもとにし、中長期的な視点に立ち、第4次吉富町総合計画やほかの主要な計画も踏まえ、公共施設等のほか財政や人口動態などの現況及び将来の見通しとか、また公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示してありまして、別途公共施設等の個別計画を策定する際の上位計画として位置づけておるものでございます。

この計画期間なんですが、平成29年度から48年度の20年間としてありまして、社会情勢や財政状況等を考慮しながら必要に応じて見直しを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今後20年間の見直し計画案だということだろうと思います。先ほどの財務省からの26年度と言われましたか、こういうのをつくりなさいということだったと思います。

当時、今吉富町は公共施設の改築ちゅんですか、が、計画どおり行われております。これを策定することと長寿命化計画の実施等重なるところがあつたと思ひますんですが、これは今言われたこれからの上位計画だと、これに基づいてそれぞれの問題を、計画を見直すんだということだろうと思ひます。

それで、これは、これ自身を見直すことはないんですね。ちゅうのが、ちょっとこれを見ますと6ページです。6ページに人口の推移と将来推計とあります。実績値と推計値が示されております。これは年度がずっとあるんですが、5年ごとにあります。お手元にお持ちのようすが……。2020年、2025年、また2020年、また2025年、2030年と、これはどういふことですかねえ。ちゃんと精査されたんでしょうか。これの件はいかがですか。ちょっとミスですよ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

吉富町公共施設等総合管理計画で平成29年3月に策定した、この中の内容の質問でございます。6ページのところに人口の推移と将来推計ということで表を載せさせていただいております。その表に書いていますように、平成27年までは実績値を人口で書いております。それから先は推計値ということで、これは吉富町のまち・ひと・しごと創生総合戦略のときもそうですし、第4次吉富町総合計画のときもそうなんですが、国が示している指針に沿った形でこの人口推計をした数字がここに上がっているわけでございます。その表のちょっと見えにくいんですが、上のほうに点々で書いてございます。これは吉富町が独自にこれからの施策をすることによって人口

をこういうふうを増やしていこう、8,000人を目指そうということで示している数字を上に掲げているということで、これは間違いではございません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと。私が言ったのは、年代が違うんじゃないか、これはいんですかちいいよんのです。2020年、2025年とこうあるんですが、また2020年、2025年とこうあるんですよ。この数字はどうなんですか、間違いですよ。繰り返すんですか。6ページですよ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

議員さんのおっしゃっている意味がわかりました。済いません。平成32年の2020年、その次が平成37年の2025年、ここまでは正解ですが、その次の平成42年というところには「2020」が「2030」が正解でございます。表記が間違っております。それから、あと5年ごと違ってございます。済いません、間違っております。

○議員（7番 是石 利彦君） これはどうするんですか。差しかえますか。

○議長（若山 征洋君） 差しかえ……。企画財政課長。

○議員（7番 是石 利彦君） これは上位計画ですよ。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長どうぞ。

○企画財政課長（奥田 健一君） この部分につきましては、修正のテープを張らせていただきたいと思えます。もう一度その場合回収させていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議員（7番 是石 利彦君） ほかにあるんじゃないですか。ちゃんと見てください。

次に行きます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これを見ながら、勉強しながらこういういろいろ附箋を張ってやっていたんですが、ちょっと無駄になったかもしれませんが。

では次、3に行きます。

この計画策定後の事業についてお尋ねします。

平原団地、高浜団地に関して長寿命化計画に沿ってスケジュールどおり建てかえをするのか、お尋ねいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えいたします。

長寿命化計画の見直しにつきましては、本年4月24日の特別委員会で御説明をさせていただ

きました。公共施設等総合管理計画との関係性や位置づけにつきまして、本町の最上位計画であります第4次吉富町総合計画策定の趣旨を踏まえるとともに、高齢化や人口減少等による公共施設需要の変化や経営的視点に立った建築系の施設の効果的かつ効率的な運用、維持管理に関する考え方の方針を取り入れ、本町の町営住宅に関する施策計画をつくるものでございます。

先ほど申したとおり、特別委員会で御説明させていただきましたとおり、今年度長寿命化計画の見直しをいたしますので、そのときにいろんな視点から立って、この2つの団地の見直し等も行う予定になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この3月に策定が終わりまして、今言った各団地の見直しは、どのページに記されておるんですか。今言った見直しは……。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 30ページです。町営住宅について、町営住宅長寿命化の見直しを行う中で、将来必要戸数の再検討を行い、縮減面積を定めますということを書いておりますので、これに沿って長寿命化計画も策定する運びとなっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ということは、長寿命化計画はもうそれに沿っていかないということになるわけですか。長寿命化計画によりますと、年度ごとに建てかえの計画があったと思います。それに沿って山王住宅から別府住宅も建てかえが今行われておるわけですね。でも、今年度からその計画も見直すと、そういうことですね。もう一度聞きます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

長寿命化計画は、その施設をどのように、字のとおり長持ちさせるかという計画でございまして、現在、間尾団地、幸子団地を除く住宅は耐用年数等がかなり経過しておるために建てかえの対象となっております。当初、長寿命化計画にも書いておりますが、高浜団地、平原団地については建てかえということになっております。

御存じのとおり、別府団地も50戸当初ございました。それが今度35になるということは、縮減の一環となります。御存じのとおり、山王団地は当初建ったときに30戸ございました。それから県道等の整備により4戸2室になり、26戸が最終的な山王団地となりましたが、空き家になって壊しております。この団地ですが、この団地も今17戸になっておりますので、確かに縮減という表現も当てはまると思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回終わりました。

○議員（7番 是石 利彦君） 縮減ちゅうと、戸数は縮減ですが、金額は相当なもんですし、町債もかなりのものです。住宅に投資効果というかそういうものを求めるのはいかがかなとは思いますが、非常に、言葉を考えますと相当な金額の低所得者住宅です。これを今言った高浜住宅から平原団地、そういうものにも当てはめるということですね。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） もう質問は3回です。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。なかなか難しい。これから引き続き、このことについては伺いをしていきたいと思えます。これぐらいにして、次、3番目。

本町の財政状況について。6月広報が配布されました。その中に、19ページのところに、「わたしたちの町の経済」としてあります。3、財産の状況、基金・出資金として金額がお示しされておりますが、その説明、内訳等をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

広報よしとみです。この6月号に掲載しました財政事情の公表につきましては、吉富町財政事情書の作成及び公表に関する条例に基づきまして、毎年4月1日から9月30日までの期間のものを12月号の広報で、10月1日から3月31日までの状況を6月号の広報で毎年公表しているものでございます。

財政事情書なんです、条例で歳入歳出予算の執行状況と財産、それと地方債及び一時借入金の現在高を記載することとされておまして、これに基づいて公表をしております。今回の広報6月号におきましては、3月末現在の財政状況を記載しておるものでございます。

御質問の基金及び出資金のところですが、3月末現在の総額で27億6,694万1,000円となっております。これの内訳は、基金が24億9,204万9,807円、出資金が2億7,489万1,000円となっております。総額なんです、昨年と比べてみると9,839万8,000円の減となっております、これは平成28年度の一般会計の歳入に財政調整基金を繰り入れたということによる基金残高の減少が主な原因となっております。でございます。

基金につきましては、第2次財政計画の中期計画において、町の標準財政規模である約20億円程度を維持するということを目指して、今後も適正な基金残高の管理をまいります。

さらに、出資金についてなんです、町の水道事業会計に出資した関係で残高が増加しておりますが、その他につきましては前年から変更はございません。昨年の決算書で詳細の中身は御確

認いただけるかと思えます。

また、今年度につきましても京築地区の水道企業団と町の水道事業会計に出資を予定しておる関係上、増加はしていくものと思われます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 読み上げていただいたんですが、一覧表みたいなのを提出いただきたいんですけどよろしいでしょうか。議長、一覧表。今じゃなくていい。後でいいですか。（「ない」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） じゃあまた、別途……。

○議員（7番 是石 利彦君） 基金残やら出資額やらの一覧表みたいなのを……。

○議長（若山 征洋君） それはまた後で……。

○議員（7番 是石 利彦君） お願いいたします。次に行きます。

同じく4番、地方債及び一時借入金の状況の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

御質問の地方債及び一時借入金の状況についてですが、広報では会計ごとの残高、それと借入れ先別の状況を掲載しております。

なお、一時金につきましては残高はございません。一般会計における地方債の残高なんですが、そこに書いておりますように、24億1,329万9,000円となっております。昨年の3月末に比べますと、3,473万6,000円減少しております。予算上は、平成28年度分の町債の発行によりまして大幅に残高が増加する見込みではあったんですが、役場庁舎の増改築事業や小学校の外壁落下防止対策等の事業など大規模な建設事業の予算を翌年度、平成29年度に繰り越した関係上、28年度の残高としては減少となった次第でございます。

次に、特別会計ですが、水道事業につきましては配水池の更新事業、下水道事業につきましては管路の整備を進めているということから、いずれも前年度に比べ残高が増加しておるところでございます。この上下水道につきましては、今後もそれぞれの事業計画に基づきまして適切に事業が進められていくものと考えてございます。

この中では、一番残高が大きいものをご覧いただければおわかりになりますが、臨時財政対策債ということで15億7,345万5,000円の残高がございます。この臨時財政対策債につきましては、元利償還金の100%が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで、そういうこともありまして、町としましては実質的な返済の負担がないというふうに考えられると思えます。そういったことを除きますと、一般的な借金としてこれは考慮する必要は

ないのではないかなと思っところでございます。

そのため、その臨時財政対策債を除いた町の実質的な建設財源とかそういったところの町債の残高は除きますと8億3,984万4,000円になります。さらに、この8億3,984万4,000円の中も、返済に当たり何らかの交付税措置がなされているものがほとんどでございます。試算なんです、試算によりますと約3億5,000万円程度は普通交付税措置がなされる見込みということもございしますので、それらを踏まえますと町債の形式的な残高としては、ここにありますように24億円は超えておるんでございしますが、実質的に町が返済すべき町債の残高は、この3月末時点で約5億円弱にとどまるのではないかというふうに思われます。

各種の建設事業実施をするに当たっては、起債をすることで借金の形式的な残高は増えるんですけど、建設時に全額を町費で負担するのに比べまして、起債をすることによって実質的な町の負担が減る場合という方が多く、起債をしたほうが町の財政にとってもプラスになる、こうしたことも町としましては十分考慮した上で起債を活用しているということがございしますので、そこ辺のところは御理解をいただきたいと思います。

なお、今回の広報で公表しましたこの財政事情書は、あくまでも3月末現在の数値でございまして、出納整理期間の歳入歳出の分については反映がされておりません。よって、最終的な平成28年度の数値につきましては、9月議会に提出されます決算書のほうで最終的な御確認をいただければと思っところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） もう数字がいっぱい飛び交って、とてもメモもできませんので、精査をして次の議会でまた質問をしたいと思います。

先ほどの一覧表をあわせてお願いいたします。終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 次に、丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 皆さん、お疲れさまです。9番、丸谷一秋です。通告に基づいて質問していきたいと思います。よろしくお願ひします。

1、平成29年度の新規計画事業の進捗状況についてお尋ねします。

地域おこし協力隊導入事業の開始・完了月と進捗状況についてですが、これは当初予算で地域おこし協力隊導入採用業務委託料として200万円が計上されていますが、この事業の詳細について、あわせてお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

地域おこし協力隊の導入につきましては、吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の「基本目標1 新しいひとの流れをつくり、吉を招く！」における施策、人口増加施策実施への外部人材の活用に掲げられてございまして、全国的にも導入が進められている中、早急を実施すべきことの事業の1つとなっております。

本町におきましても、今年度の導入を念頭にしております、当初予算では、その導入採用業務の委託料として200万円を計上させていただいております。

この制度については、地域が求めるものと、この隊員が実現したいことをマッチングさせることが極めて重要でございまして、その点の精査が不十分なまま事業を実施しますと、隊員とこの自治体との連携が図れずに、予算が結果的には空費になってしまうとか、及び自治体のマイナスのイメージだけが拡散されていってしまうというようなおそれがあるため、募集に先駆けまして、まずは自治体の将来ビジョンをしっかりと固めまして、この隊員の活動内容や求める人材像、それから体制などについて十分に検討する必要があるとございます。

以上のことから、この吉富町の将来ビジョンの明確化及び隊員のミッション決定から募集、選考に係る一連の業務を委託事業として実施することとし、この6月に業者と契約を締結し、事業をやっと開始したところでございます。まだ開始後間もないということもありまして、進捗状況を申し上げる程度のことにはまだ至ってはございません。

委託の業務の完了月についての御質問ですが、契約期間を来年の3月までとしております。これは、一度の選考で適した人材が確保できなかった場合のことも想定をしまして長目に設定したものでございますけど、町としましては、できるだけ早い時期に隊員を採用して年度内に活動を開始してもらいたいと考えているところでございます。

ちなみに、隊員の採用後の活動に関する経費につきましては、町の将来ビジョン及び隊員の活動ミッションの作成作業を踏まえまして、いよいよ活動内容が決定した段階でその活動に必要なものや、その経費等の分が明確になってくると思われまますので、はっきりした時点で補正予算等で計上させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 確認ですが、これから町としての具体的な構想をつくり上げるための業務委託ということでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） わかりました。このような事業に取り組むことが、まちおこし、そして、まちの発展につながると思いますので、他の市町村の事例なども参考にしながら積極的に取り組んでいただきたい。

次にまいります。

②です。消費生活相談窓口設置事業について質問します。

今年度当初予算、消費生活相談窓口委託料が121万5,000円計上されていますが、この事業の詳細について質問です。今後事業の詳細に向けての計画と進捗状況について、今後どのように計画立案、実行していくか、詳細について説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

消費者相談窓口設置は、消費者である町民の声をできる限り身近な町で対応できる体制を整えることを目的として設置したものであります。

その消費者生活相談窓口開設後の状況については、毎週火曜日と金曜日の週2回、午前9時から午後4時まで開設し、4月以降の相談件数としては、多重債務に関する相談が1件であります。

相談員も相談件数が少ないことから、駅利用者等に消費者生活相談窓口のPRや内容説明、高齢者の方々等が消費者生活トラブルに巻き込まれないよう福岡県消費生活センターの最近の事例や注意喚起、消費生活相談について地域包括支援センターとの情報交換等を行っているのが開設以降の進捗状況であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 安心安全な社会をつくるため、吉富町、上毛町合同で消費生活相談窓口を開設したばかりですね。相談員の方にお会いしました。相談数はまだ少数でしたが、気楽に相談できる方で非常によかったです。これからもぜひ頑張ってください。トラブルの際には、迅速な対応とともに消費生活相談窓口の充実をお願いしたいと思います。

次にまいります。

③、コミュニティ・スクール導入事業の学校運営協議会制度導入の進捗状況について伺います。広報よしとみ6月号に、5月1日学校運営協議会を設置されたという内容の記事が出ていましたが、このことについて進捗状況の詳細についてを御説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

学校運営協議会制度の導入の進捗状況についてという御質問ですが、先ほど議員さんもおっし

やいました広報にも掲載しておりますが、本年5月1日に吉富小学校に学校運営協議会を設置いたしました。協議会の委員は14名で、教育委員会が同日5月1日付でこの14名の委員に任命をしております。協議会の会議は、本日までに2回、5月18日と6月15日に開催をいたしております。

第1回目の5月18日の会議では、協議会の立ち上げを行い、この学校運営協議会の設置の目的と吉富小学校の運営に関する基本方針を委員の皆様にお示しをしました。

2回目の6月15日の会議では、授業参観を行っていただきまして実際に児童の様子も見てもらいながら、その後、今後の運営協議会の活動方針について協議を行い、承認されたところでございます。

吉富小学校の学校運営協議会は始まったばかりでございます。まずは、この協議会を設置しました学校と地域とが吉富小学校の子供たちをどんな子供に育てたいかという目標を共有し、そのためには学校、地域がどのような活動をするのか、これからの会議の中で具体的に情報共有をしながら協議を進めていくようにしております。

ただ、6月の15日の会議の中で、まず委員、学校運営協議会の委員で定期的に学校に行きまして児童たちの見守りをしていこうという、この1点は決まっておりますので、そのほかの活動につきましては、そういうことも踏まえながら学校と話し合いながらどういうことをやっていくかというのを協議をしていきたいというふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 今回設置されたこの学校運営協議会を十分に活用して、吉富小学校の児童を地域全体へ育てていくようお願いいたします。

次にまいります。

2でございます。第7次行政改革実施計画の進捗状況について、2点ほど御質問させていただきます。

広報よしみ5月号別冊で、この進捗状況が報告されました。行政改革の各項目について、実施計画に基づく取り組みについて大変な御苦勞をされていると思います。そこで、担当課長に質問させていただきます。

①、水洗化率向上について、下水道事業の進捗に向け鋭意取り組んでいることについて敬意を表するところですが、実施計画で平成29年度56%、平成30年度60%を目標の平成28年度で49%となっています。整備はまだまだ時間を要すると思いますが、水洗化を心待ちにしている住民の方々がたくさんいます。国の補助金決定額や現場条件等々で当年度の進捗が大きく関係すると思いますが、今後の整備が早められるような取り組みや工夫などあればお示しをお願い

します。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、お答えさせていただきます。

御質問いただきました水洗化率の向上につきましては、第7次吉富町行政改革実施計画の基本目標であります行政サービスの確立を図るべき項目として重点的に取り組んでいるところです。この7次計画では、平成28年度から30年度までの3カ年の計画期間であり、計画目標といたしましては供用を開始した全戸数に対する下水道の接続率といたしまして、先ほど丸谷議員さんより御説明がありましたように、平成27年度末で52%、平成29年度末で56%、最終年度の30年度末で60%を達成すると目標を設定しております。（発言する者あり） 済いません、先ほどの説明では66%ですが、60%を目指すと思っております。

計画の1年目であります平成28年度末におきましては49%となっており、目標を3ポイントほど下回っている状況でございます。これは、具体的には接続可能世帯数が1,444戸のうち716戸の方が接続をいただいている値となっておりますが、目標に向け、もう少し私どもの上積みに向けての啓発活動が必要であると認識いたしているところでございます。

今後の新たな取り組み、また工夫についての御質問でございますが、現在も行っておりますが、今後におきましても事業の早期完成に向けて工事の進捗に努めるとともに下水道接続への啓発活動、特にこれから整備を行う地区につきましては地元説明会を開催をいたし、詳しい啓発冊子の配布や改造、接続に対する助成金などの奨励制度のPRなどの事前の説明を十分に行い、早期の下水道接続に向けた御理解と接続に向けての御準備をいただけるよう取り組みを強化してまいります。

また、さらに本年につきましては、7月の初旬にかけまして、今後整備予定地区の方々に啓発と下水道に対するニーズや御意見を聞く目的にてアンケート調査を予定しております。その結果を分析の上、ニーズに沿った事業効率のよい下水道を整備することで第7次吉富町行政改革実施計画に掲げております水洗化率の向上を図り、数値の達成、そして早期完成を目指したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ありがとうございます。この下水道整備は将来に向けてなくてはならないインフラ整備です。一日も早く整備を進めていただき、町民全員が快適な生活を享受できるようにお願いいたします。

次にまいります。

②でございます。各審議会への女性委員の登用について御質問いたします。

国や都道府県も各審議会等における女性委員の登用について促進を図っています。本町についても女性委員の登用について積極的に取り組んでいますが、実施計画で平成29年度35%、平成30年度40%を目標としているところ、実際の平成28年度で25%であり、実施計画に対し実施状況がまだまだ低い数値です。委員改選の時期も大きく関係すると思います。また、審議会によっては女性の適任者が見つからず、確保に努めているものの確保できないといったことが現状であり苦慮していると思います。

しかし、大変であると思いますが、男女平等推進の視点から女性参画意欲、実績など視点からの適切な女性参画、そして女性リーダー育成を目的にした女性参画等々から女性参画の活躍に向けて取り組まねばなりません。

そこで、担当課長に御質問します。今後の取り組みについて具体的な方法や推進があれば教示をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

吉富町では、平成25年度に吉富町男女共同参画基本計画を策定し、その管理指標の一つに、町の審議会の女性への登用割合を平成25年度の18.7%を目標年度の平成30年度までに40%という目標を立てています。

第7次吉富町行政改革実施計画では、その目標の40%を達成するために、平成28年度は30%、平成29年度は35%と年度ごとの目標を設定し、各審議会の役員改選時には女性の登用を行ってまいりました。その結果、平成28年度の登用率につきましては、平成28年12月末時点で25%でした。また、直近の集計では、29年4月1日の時点で26.5%となっております。平成25年度の18.7%と比較いたしますと7.8%ふえたこととなります。しかし、目標であります40%の到達にはまだまだでございます。

女性の登用率が上がらない要因といたしまして、委員をお願いしてもお断りされることがあります。また、審議会委員の構成が充て職になっている場合や、その審議会が専門的な知識を必要とする方の場合もあります。今後は、その審議会でも女性の委員を登用するように検討することも必要であります。

なお、毎月行います課長会では、これまでも機会あるごとに審議会などの役員改選時には女性を登用していただくようお願いしております。

また、女性の委員登用につきましては、住民の方々の男女共同参画意識の向上にも関係があることから、広報による啓発や講演会を行ったり、毎月6月の男女共同参画強調週間では、男女共同参画審議委員と一緒に町内で街頭啓発を行っております。ことしは6月25日に行います。今後もこのような取り組みを継続していきながら、女性委員の登用につきましては全課を挙げて目

標の40%を目指して、これまで以上に積極的に女性の登用を行ってまいります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） ありがとうございます。各審議会への女性委員の登用により、女性ならではの斬新的な意見やアイデアで大きく推進が図られるようになります。大変と思いますが、本町には多くの優秀な女性がおられます。1人でも多くの女性委員の登用ができるように今後も努めてください。

次に行きます。

3、吉富タクシー古表昭和線、吉富タクシー喜連島間の道路危険防止柵設置について、河川敷側にはガードレールがあり危険防止になっていますが、内側には白線のみですが、今回その白線の補修を行ってありがとうございました。ですが、町民より「非常に危険で落下しそうになった」等の声を聞くが、歩行者、自転車等の落下防止であるガードレールか、また柵設置計画があるのかないのかを明確に答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

御指摘の堤防道路が危険で落下しそうになったとの事例につきましては、町に報告または相談等はありませんが、堤防道路は昼夜を問わずスピードを出して走行する車があり、そのような車両を避けるために路肩まで近づかなければならないことで危険と感ずるのではないかと考えております。

御質問の川裏の路肩への防護柵設置計画についてはありませんが、夜間は路肩位置が判明できない状況にあることは認識しておりますので、張りつけ式の反射板設置とあわせ、スピードを抑制するための方策や交通安全担当課とも協議をしなければなりません、警察への取り締まり等の依頼を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） これは、今課長が言われたように、そういう町民からのあれはないと言っているようですが、これは地元の方に聞きますと、車が通過するときに隅に寄ることができないというのがかなり言っています。この道は建設省であり、河川敷のガードレールは、建設省が設置したものです。道路は町道ですから管理は町ですね。全線なくても落差の高いところから設置していくということはどうでしょうか。検討してみてください。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） ちょっとさっき道路危険防止……柵じゃないところ、柵でいいな。

.....

○議長（若山 征洋君） じゃあ次に行きます。

次、横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。通告に従い、一般質問を行います。3時まで時間がありますのでゆっくり行きたいと思います。（笑声）

まず、第1問、教育行政についてお尋ねいたします。

前議員、また前半の議員さんから、同僚議員からも同じような質問があり、重複するところがありますが、とりまとめて一度に答えていただきたいと思います。

まず1問、教育長としての責務、また今後の抱負についてお尋ねいたします。教育長さんは一般質問デビューでちょっと午前中は緊張なさっていたと思いますが、今後の質問にはゆっくり丁寧にお答え願いたいと思います。まず、第1問目、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） 教育長の責務は、先ほどの是石議員さんからの質問にもありましたが、地教行法13条、「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」と規定されております。大変重責でございますので、気を引き締めて職務に頑張りたいと心を新たにしているところでございます。

抱負についてでございます。特に学校教育においては、今年度は確かな学力と揺るぎない規範意識の育成を重点に、具体的な取り組みを試みようとしているところでございます。

また、今年度より吉富小学校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールを立ち上げ、学校、家庭、地域が一体となって学校運営に参画する仕組みを整えたところでございます。この学校運営協議会が軌道にのり、その狙いであります目標の共有化と目標の実現に向けた学校、地域の協働の取り組みが実施できるよう支援していくことが今年度の私の重点目標であり、抱負でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） ありがとうございます。2問目に行きます。

教育委員会の今後の運営方針ということですが、先ほどの先輩議員の質問に対し、いろんな規則にのっとって運営し、教育委員さんの意見を取り入れながら運営していくとお答えしていただきましたが、もう一度確認のため答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（皆尺寺敏紀君） それでは、申し上げます。

地教行法及び吉富町教育委員会規則にのっとり、公正な運営をしていく方針でございます。私の執り行う事務執行につきましては、必ず教育委員会の議にかけ、教育委員さん方の意見を受けた上で事務執行を行おうと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 丁寧な答弁ありがとうございました。先ほど先輩議員が、多分一言言い忘れたんだと思いますが、教育委員会の自主性、独立性を発揮して学校行政あるいは教育行政に邁進してほしいという意見があったんだと思います。私もそう考えております。

次に、先ほども答弁がありました、コミュニティ・スクールというものについての取り組みですが、12月議会でも申し上げましたが、コミュニティ・スクールの導入というのがいろんな自治体で取り上げていないんですよね。というのも、学校運営に対しての協議委員さんの責務と権利が大きくなるので、学校運営に対して少し困難な状況に陥るかもしれないということで慎重になっている行政、自治体が多いと聞いております。その中で、吉富町がこのコミュニティ・スクールを導入したということに私は勇気を持っていると評価しております。

そういう意味で、まず1は、コミュニティ・スクールの位置づけをどう考えていらっしゃるのか答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、コミュニティ・スクールについて少しお話をさせていただきたいと思います。このコミュニティ・スクールは、学校運営協議会が設置された学校のことで、平成16年にこの制度が導入されております。それ以降、地域住民や保護者等が力を合わせ、学校運営に取り組む動きが全国的に広がってきております。

この学校運営協議会は、複雑化、困難化している学校現場の課題を解決するためには、地域住民等の協力を得て社会総がかりで教育を実現するために設置するもので、先ほど横川議員さんがおっしゃいました、今までなかなかこれが進まずにというところではございましたが、今回法改正によりまして平成29年4月1日からは、この協議会の設置は地教行法の改正で教育委員会の努力義務ということで位置づけをされております。

じゃあこのコミュニティ・スクールの位置づけをどのように考えるのかという御質問ですが、先ほど横川議員さんのおっしゃっていたところの課題も含めまして、ただ学校運営の責任者はあくまで校長でございます。それを踏まえた上で、地域の子供たちは地域で育てる、学校、地域、家庭が一体となり子供の成長にみんなでかかわり、この学校運営協議会は、その学校支援に関する総合的な企画立案を行う組織であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 丁寧な説明ありがとうございました。

2問目に、協議会委員の意見をどのように学校運営に取り入れていくか、先ほどの同僚議員の質問の中にも答弁がありましたが、もう一度答弁、確認のためお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 吉富小学校の学校運営協議会は、地域住民やPTAの代表者と先ほど言いましたが、14名の委員で組織されている合議制の協議会であります。協議会は、委員全員が目標を共通理解し、その課題等をまた認識しながら課題解決の実現に向けた方策について委員14名、それぞれの立場からさまざまな意見を出し合っていただきまして協議会として学校支援に関するより実効性の高い取り組みを協議していただくとお思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） この協議委員さんたちの意見をどのように取り入れるかという問題につきましては、いろんな協議会があって、いつも事務局案というものをだされて、それを承認するような会が多いと私は思っておりますが、この運営協議会、協議会については本当に独立性を持って協議委員さんの意見を取り入れながらどういうふうに学校を盛り上げていくか、そういう視点で会をつくっていただければと思います。

次に移ります。

3番、今後のコミュニティ・スクールのスケジュールはどうなっていますかという問題ですが、先ほど答弁がありましたけれども、もう一度確認のために答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

5月1日に設置をしましてから本日までに2回、5月18日と6月の15日に協議会が開催されております。1回目の協議会、5月18日では、先ほどもお答えしましたが組織の立ち上げを行っております。そして、2回目の6月15日におきましては、昨年度の課題等を現在学校が取り組んでいること、課題を踏まえて今年度学校が取り組もうとしていることを学校から説明をされ、その後授業参観を行い、児童の実態把握と今後の活動方針について協議したところでございます。

本年度はまず、先ほども午前中の回答とも重複いたしますが、協議会の委員を中心に、まずは昼休みの子供の見守りから始めようということで、毎週第2、第4火曜日を校内見守りの日として活動することとしております。

今年度の今後のスケジュールですが、そういう活動を行いながら、会議としては3回予定をしておりますので、その中で活動の検証あるいは学校運営についての評価、検証も行っていくという予定になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） よくわかりました。本当に学校運営に対して協議委員さんの意見を聞きながらやっていってほしいと思います。

続いて、2番目の質問に移ります。

下水道事業についてを質問いたします。

1番、現在予算化された区域での今後の計画を答弁をお願いします。先日入札がありました広津交差点の分は不調、不札に終わりました、残念ながら。それでいろいろスケジュールもちょっと詰まってきたのではないかと思います、今後の計画について答弁をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えさせていただきます。

御質問いただきました今年度予算をいただきました区域の今後の計画についてですが、3月議会でお示しさせていただきました予算資料及び広報よしみ4月号に「下水道だより」として町内の図面付で工事箇所を紹介させていただいておりますが、今年度4本の工事を計画しております。

発注の時期等につきましては、先ほどお話いただきました1番目として、県道吉富本耶馬溪線幹線管渠築造工事、キグナスの交差点を越えまして幸子古村中に、県道の中です、管を入れていく工事でございます。この工事につきましては事業量が多く、早期の工事発注が必要でありまして、今年度最も優先度の高い工事としまして、年度当初より積算業務、入札の準備を進め、6月中、早い段階で業者を決定したいということで進めておりましたが、先ほど御説明がありましたとおり、1回目の入札につきましては全社辞退ということで不調に終わっております。

内容等を精査いたしまして、すぐさま再入札の今準備を進めているところでございまして、予定ではこの6月末に何とか業者の決定までこぎつけたいと考えておるところでございます。業者が決定した折には、改めまして議会に契約案件として上程をさせていただき、御意見いただきたいと考えておるところでございます。

残り3本につきましては、昨年度までの工事の引き続きでございまして、今吉下地区、土屋地区、鈴熊地区の面整備管渠築造工事を予定しております。これらは9月の発注に向けまして現在準備を進めているところでございます。

いずれの工事も今年度の3月末の完成を想定しており、地域の御理解をいただきながら町と施

工業者ともに連携し、適正かつスムーズな進捗を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 下水道についての工事は年々スピードアップして、ここ数年ですごく面整備あるいは距離が長くなってとても楽しみにしていたんですが、今後とも国の補助等のあれがありましようが、素早い完成を願っております。

2番目にまいります。吉富町全域での完成の計画はどうなっていますか。これは、多分どこかのあれに平成四十何年度までに完成ということがうたっておりましたが、今のスピードでいくとどういうふうになるのかを、そこのところも含めて計画を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） お答えさせていただきます。

御質問の吉富町全域での計画についてですが、本町では平成7年3月に町の当初の計画、都市計画になりますが、を決定いたしまして、その後5回、地域の拡大を繰り返して、平成28年2月にこの5回目の変更といたしまして吉富町下水道事業全体計画を策定しておるところでございます。全町域572ヘクタールのうち、今回の計画で、住宅地としまして全域233ヘクタールを公共下水道計画区域に指定し、先ほどお話がありました、平成47年度を事業目標年度として順次取り組んでいるところでございます。

現在、下水道の進捗率ですが、町域の今現在約49%が接続可能な区域となっております。事業的には平成9年度から事業を着手しまして、平成16年度末から供用開始、下水道が使えるようになっております。その後、平成28年度までで約町の半分整備されてきているところでございます。このペースでいきますと47年、あと18年でございますが、当初からのペースを継続していけば、国の予算等もありますが、予定よりも早くいくことも可能ではないかというふうに考えておりますし、私たちどもも47年度、最終目標がそこでございますので、1年でも早く皆さんが下水道につなげられるよう鋭意努力していきたいというふうに考えております。

それと、今後の進め方につきましては、先ほど少し説明をいたしましたが、今年度、これから下水道に接続する地域の方たちを対象にアンケート調査を行うこととしております。これは、下水道経営の健全化を目指して効率のよい下水道整備を行う必要があることから、人口密度の高い住宅密集地や水洗化の要望の多い地域から順次整備することも一つの狙いとしてそういったアンケート調査を行うものでございます。このアンケート調査を分析し、今後の下水道整備の計画に際しては、効率的かつ早期に事業を完成できることを目指して、順次計画をして進捗していくところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 10号線を渡りまして、いよいよ上のほうに下水道が来るわけですが、いつも近所の方、また上の方からいろいろ質問されて、「いつごろ来るの。」「来るまでにリフォームをしたいんだけど、いつごろの予定なのかな。」とよく聞かれるので、ある程度の時期がわかったような気がいたしますので、またそういうふうに町民の方に答弁していきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、最後ですが、広域行政についてをお尋ねいたします。

一番最初の方の質問の中であっさりとは答弁が終わってしまいましたが、思い起こせば数年前、定住自立圏への参加について討論があり、町長は一貫して「今は参加すべき状況にない。」とおっしゃっておりました。状況が整っていないと。それで、先ほどの西日本新聞の紙面とは別に、ただいまの町長の思い、数年前の定住自立圏への参加できなかったという信念が今も残っているのか、そしてどういう状況であれば、相手方がどういう条件整備をしてくれれば参加してもよいと思われるのか、じかにお話いただければと思います。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 午前中の質問にもお答えをいたしました。定住自立圏という事業につきまして、私も大ざっぱにはわかりませんが、当時の説明では中心市がいろいろと構想を立て、その周辺の市町村がそれに加わって事業をともに行っていくというような構想のようでした。それを見まして、本来私どもは、吉富町の行政運営は、私どもが独自に行うのが本来の姿であろうと。中心市によって私どもの行政運営に影響を及ぼされることは我々の自立圏の、自治権に関してどうなのかということで、中津市さんが中心市となった定住自立圏への参加は見送りをいたしました。その考え方は現在も変わっておりません。

今回新聞に載りましたのは、私ども吉富町にとりましては、自立圏云々よりももっとメリットのあるような構想であれば検討はしようということでありました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） いろんな条件整備については、町長の口からは言えないということでしょう。ありがとうございました。

私ども議員として、豊前市さん、中津市さん、との議長を中心としていろんな協議会に参加しておりますが、このことについても議案として私たちどもで進めていきたいと思っております。3時までちょっと時間がありますが、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時34分散会
